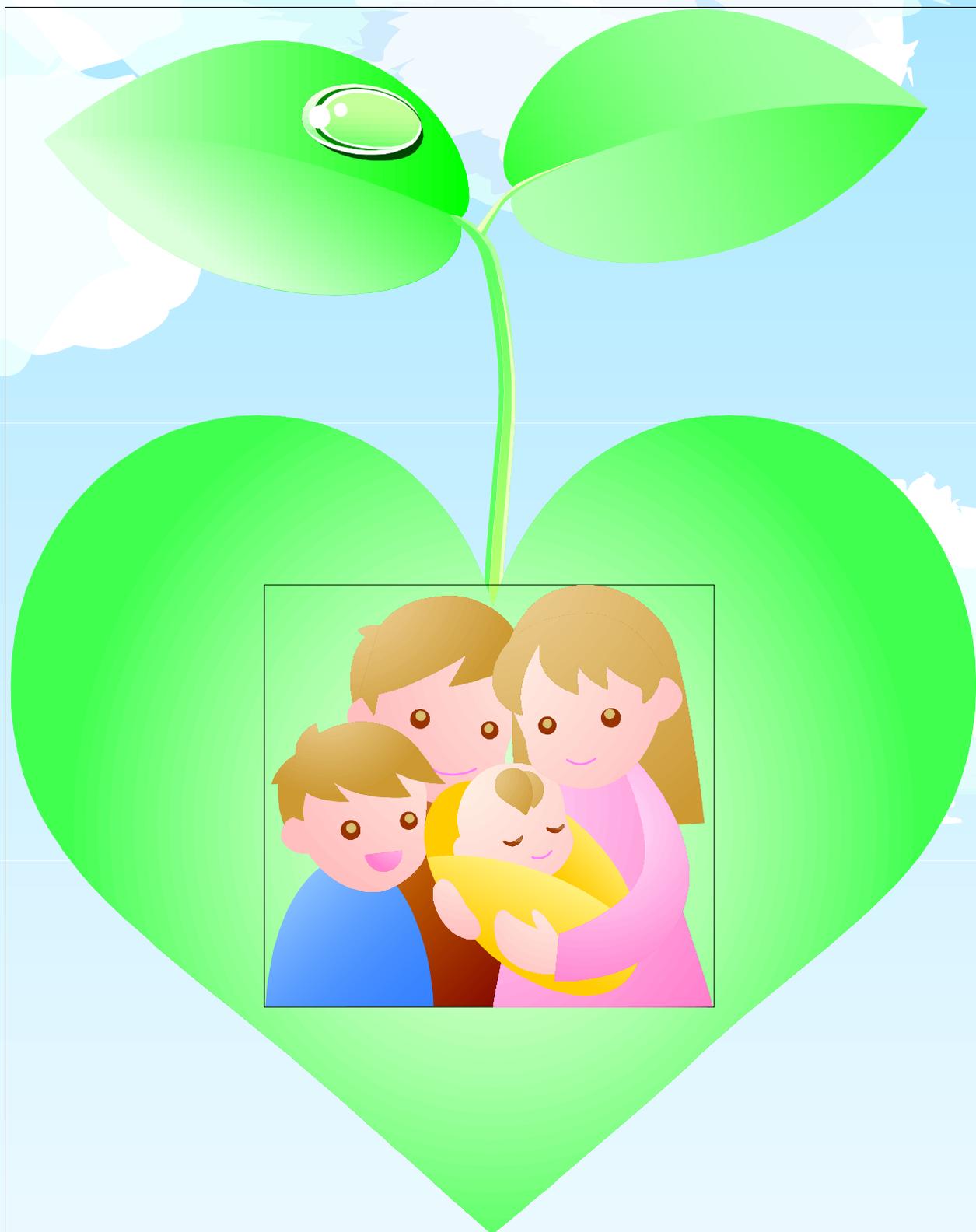


川根本町次世代育成支援後期行動計画



平成22年3月

川根本町

はじめに



次世代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに生まれ育つことは、家族のみならず、社会共通の願いです。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、人と人のつながりの希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

少子化は、我が国の社会経済に様々な影響を与えると指摘されており、また、子どもの自立や社会性の減退、地域社会の活力の低下などが懸念されるどころです。

川根本町では、平成18年度に次世代育成支援対策推進法に基づいて「川根本町次世代育成支援行動計画」(前期計画)を策定し、子育て支援策の充実を図ってまいりました。前期計画が、平成22年3月をもって期間満了となるため、今回、前期計画の進捗状況や課題を整理し、新たなニーズや施策動向を踏まえ、平成22年4月から始まる後期行動計画を策定いたしました。

本計画では、前期計画を継承して『豊かな自然に抱かれて かがやく未来～わくわくと 共に育てよう川根本町の子どもたち～』を基本理念とし、子どもたちが健やかに育ち、未来を切りひらく力を身につけていけるよう、地域住民、各種団体、学校、企業、行政など地域社会全体で子どもたちを見守り、支え、喜びあえるまちをめざしてまいります。

今後とも、町民の皆様との協働のまちづくりのもと、「ずっと住み続けたい」「やっぱり住んでよかった」と言っていただけるまちを築いてまいりたく思います。

引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました方々、また貴重なご意見を賜りました「川根本町保健、福祉サービス推進協議会児童福祉部会」の委員の皆様並びにご協力くださいました関係各位に心からお礼申し上げます。

平成22年3月

川根本町長 佐藤 公敏

目次

第1編	序論	1
第1章	計画策定の目的と考え方	1
第1節	川根本町次世代育成支援行動計画の趣旨	1
第2節	計画の期間	2
第3節	計画の構成	2
第2章	データでみる子育ての現況	3
第1節	人口と世帯の動向	3
第2節	ニーズ調査及び生活意識調査結果からみる子どもと子育て家庭の状況	10
第3節	子育て支援サービスの実施評価	19
第2編	基本構想	21
第1章	計画策定の基本的な考え方	21
第1節	基本理念	21
第2節	基本方針	21
第3節	親の育成と地域で支援する行動計画	22
第2章	施策の体系	23
第3章	計画推進に向けて	24
第4章	計画の実施と評価	24
第3編	基本計画	25
第1章	地域における子育ての支援	25
第1節	地域における子育て支援サービスの充実	25
第2節	保育サービスの充実	29
第3節	子育て支援のネットワークづくり	32
第4節	児童の健全育成	33
第2章	親子の健康の確保及び増進	34
第1節	子どもや母親の健康の確保	34
第2節	食育の推進	35
第3節	子どもを取り巻く健康被害の防止	36
第4節	思春期保健対策	37
第5節	小児医療の充実	39

第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	40
第1節 次代の親教育	40
第2節 家庭や地域の教育力の向上	41
第3節 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備	44
第4章 子育てを支援する生活環境の整備	49
第1節 良質な住宅の確保	49
第2節 良好な居住環境の確保	49
第3節 安全な道路交通環境の整備	50
第4節 安全、安心のまちづくりの整備推進	51
第5節 安心して外出できる環境の整備	52
第5章 子どもの安全の確保	53
第1節 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	53
第2節 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進	54
第3節 被害にあった子どもの保護の推進	55
第6章 職業生活と家庭生活との両立の推進	56
第1節 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	56
第2節 仕事と子育ての両立の推進	57
第7章 見守り支援を必要とする児童への対応	58
第1節 児童虐待防止対策の充実	58
第2節 ひとり親家庭の自立支援の推進	60
第3節 障がい児施策の充実	61
第8章 その他	62
第1節 経済的な支援	62
第2節 若者交流の機会場の場づくり	63
第3節 行政と地域などの連携強化による子育て支援対応	63
第4節 事例研究	64
第9章 計画の目標値	65
第1節 保育サービス等の目標値算出にあたっての児童数の推計	65
第2節 保育サービスや保育支援サービスの目標値	66

資料編

67

資料1 川根本町保健、福祉サービス推進協議会児童福祉部会委員名簿	67
資料2 川根本町次世代育成支援後期行動計画策定過程	68

第 1 編 序論

第1章 計画策定の目的と考え方

第1節 川根本町次世代育成支援行動計画の趣旨

我が国の合計特殊出生率は平成17年には1.26まで低下し、平成18年以降やや増加に転じていますが、人口を維持するために必要とされている2.08には遠く及んでいません。少子化が社会にもたらす影響については、人口構成の変化による将来の社会の担い手世代の減少や、子ども自身の豊かな人間形成への影響など、さまざまな角度から問題が指摘されています。

少子化の主要因を「就労」か「結婚・出産・子育て」という二者択一となってしまう社会構造にあるととらえ、国では様々な少子化対策を行ってきました。

平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」(以下、「推進法」という。)が成立し、国・地方公共団体などに、次世代育成支援対策に関する行動計画の策定が義務付けられました。また、同月には「少子化社会対策基本法」が成立するとともに、平成16年12月に「子ども・子育て応援プラン」が策定され、若者の自立や働き方の見直し等も含めた幅広い分野で具体的な目標値が設定されました。

さらに、平成17年1月に「改正児童福祉法」が施行され、平成19年12月には「仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪とする「子どもと家族を応援する日本重点戦略」が取りまとめられるなど、少子化対策のさらなる充実が図られています。

その後、児童虐待が社会的問題となるとともに、子どもを育てる親の孤立化が新たな問題となり、育児中の家庭を支えるための地域や社会の役割が重要視されるようになりました。

こうした動向のもと、川根本町では平成18年度に、子どもの健やかな成長と保護者の子育てを支援する「川根本町次世代育成支援行動計画」(以下、前期計画、平成19年度～平成21年度)を策定して、子育て支援施策を推進してきました。

このたび、一層の子育て支援を推し進めるため、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づいて、これまでの取り組みの進捗状況や課題を整理し、新たな施策動向を踏まえつつ、平成22年4月から始まる「川根本町次世代育成支援後期行動計画」(以下、後期計画)を策定するものです。また、本計画は、「第1次川根本町総合計画」を上位計画として、「川根本町地域福祉計画」や「川根本町障がい者総合計画」等の関連計画と整合性を図りながら策定します。

第2節 計画の期間

本計画は前期計画（平成19年度から平成21年度）の見直しを行い策定したもので、新たに平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とします。

なお、5年間の計画中であっても、様々な状況の変化により、見直しの必要が生じた場合は、適宜計画の見直しを行っていくものとします。

平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
前期計画							
		見直し	後期計画				

第3節 計画の構成

計画の構成は以下のようになります。

序論

序論は、次世代育成支援行動計画策定の趣旨並びに計画の位置づけ、川根本町の子育て関連状況などを示しています。（本計画書では第1編にあたります）

基本構想

基本構想は、川根本町の子育て支援における基本的な施策の体系などをまとめたものを示しています。（本計画書では第2編にあたります）

基本計画

基本計画は、基本構想を実現するため、各分野における取り組み目標や施策の基本的な方向を定めたものです。（本計画書では第3編にあたります）

実施計画

実施計画は、基本計画で定められた施策を具体化した事業計画であり、年度ごとに予算措置を併せて検討するものとします。（本計画書には掲載していません）

第2章 データでみる子育ての現況

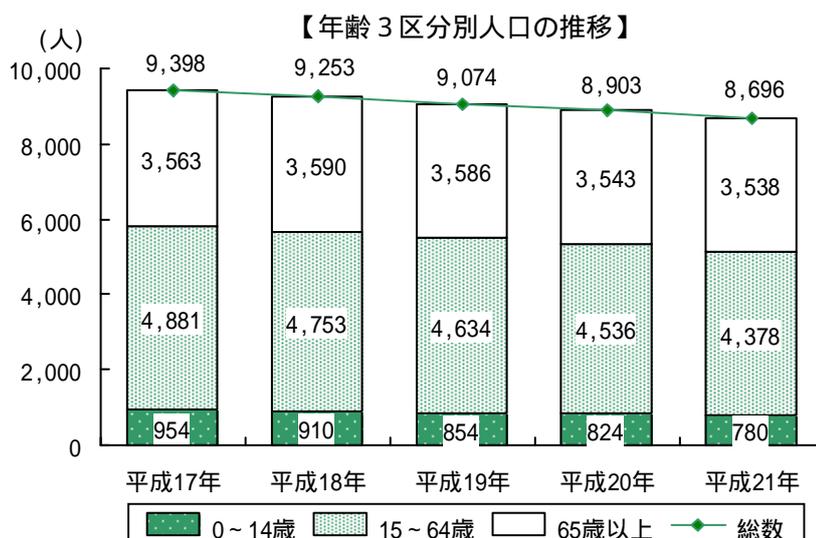
第1節 人口と世帯の動向

1. 人口

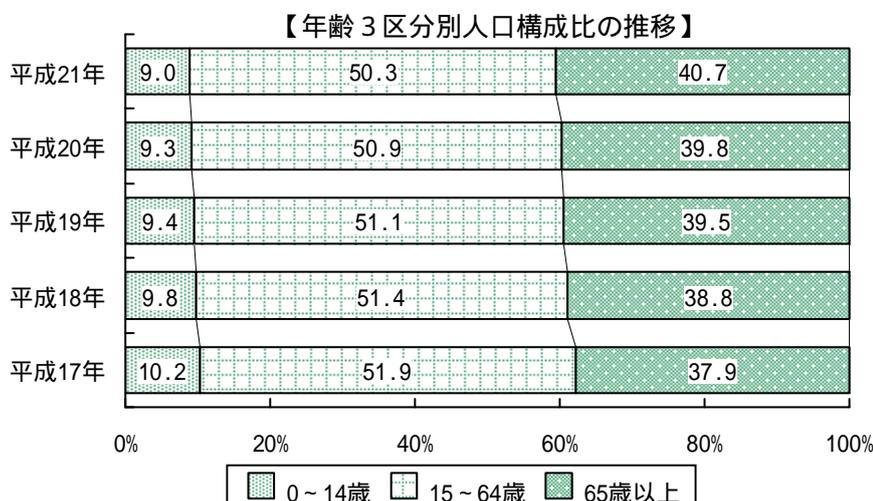
平成21年4月1日現在、川根本町の総人口は8,696人となっており、減少傾向にあります。

年齢3区分別で見ると、区分に関わらず減少していますが、0～14歳は平成17年の954人から平成21年には780人に、15～64歳は平成17年の4,881人から平成21年には4,378人にと、それぞれ0～14歳が174人、15～64歳が503人と大きく減少しているのに対し、65歳以上の人口は平成17年の3,563人から平成21年には3,538人にと25人の減少にとどまっています。

構成比で見ると、わずかずつとはいえ、65歳以上の割合が高くなる一方、0～14歳と15～64歳の割合は低くなっており、川根本町でも少子高齢化は進行しているといえます。



資料：住民基本台帳（外国人登録を含む）（各年4月1日現在）

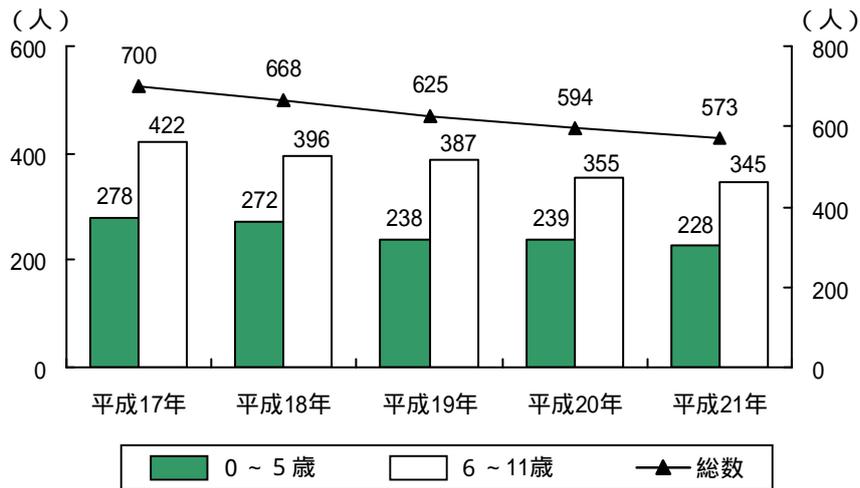


資料：住民基本台帳（外国人登録を含む）（各年4月1日現在）

2. 0～11歳人口

0～11歳人口の推移をみると、平成17年以降は0～5歳人口、6～11歳人口とも減少しており、0～5歳は平成17年の278人から平成21年には228人に、6～11歳は平成17年の422人から平成21年には345人に、とそれぞれ0～5歳が50人、6～11歳が77人の減少となっています。

【0～11歳人口の推移】



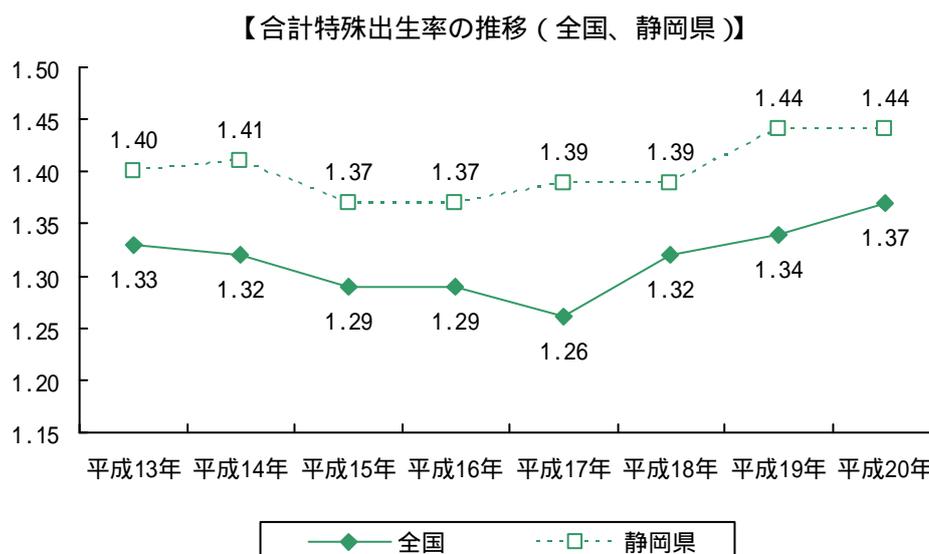
資料：住民基本台帳（外国人登録を含む）（各年4月1日現在）



3. 出生の動向

全国の合計特殊出生率は平成17年に1.26まで下がりましたが、平成18年以降は増加しており、平成20年は1.37となっています。静岡県は平成13年以降常に全国を上回っており、1.4前後を推移していますが、全国、静岡県とも依然低い値で推移しています。

川根本町の合計特殊出生率は平成10～14年の5年間の旧中川根町の平均が1.45、旧本川根町の平均が1.46、平成15～19年の平均では1.39となっています。



資料：人口動態統計

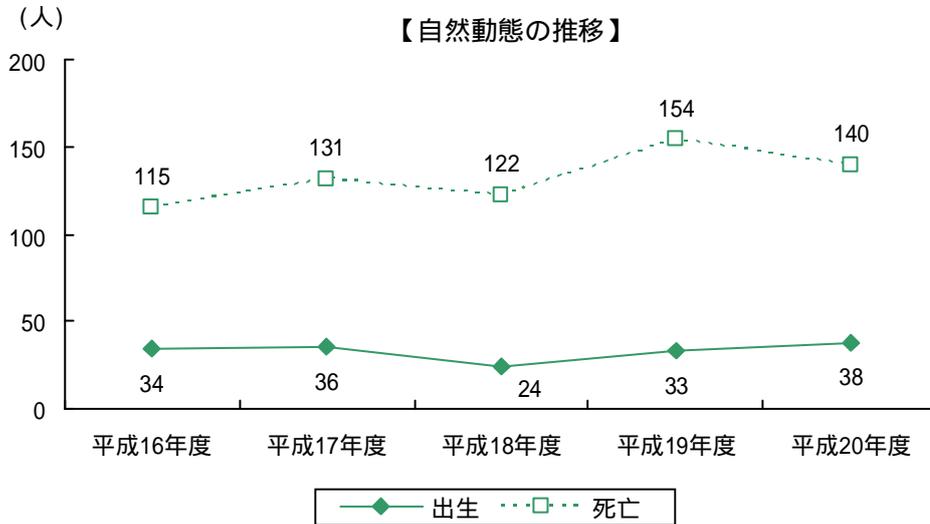
【合計特殊出生率の推移（川根本町）】

平成10～14年		平成15～19年
旧中川根町	旧本川根町	
1.45	1.46	1.39

資料：人口動態統計

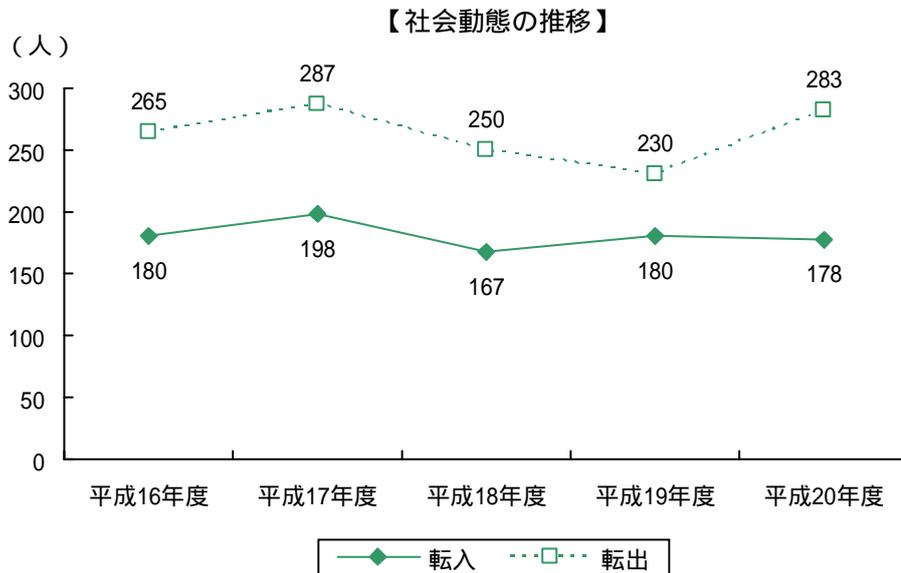
4. 自然動態と社会動態の推移

川根本町の出生数は横ばいとなっており、平成18年度に24人にまで減少しましたが、平成19年度には33人と再び増加し、平成20年度は38人となっています。



資料：生活健康課

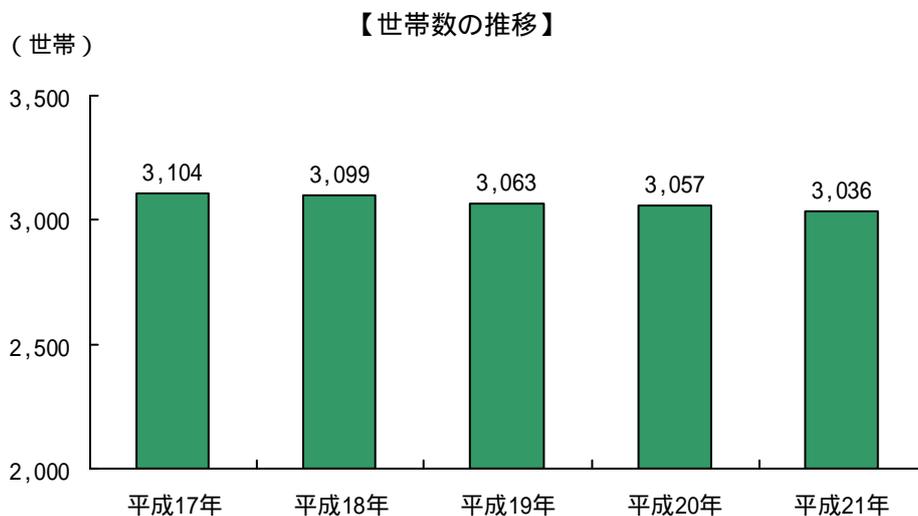
社会動態のうち、転入は横ばいとなっています。転出は平成19年度までは減少していましたが、平成20年度には283人と増加しています。



資料：生活健康課

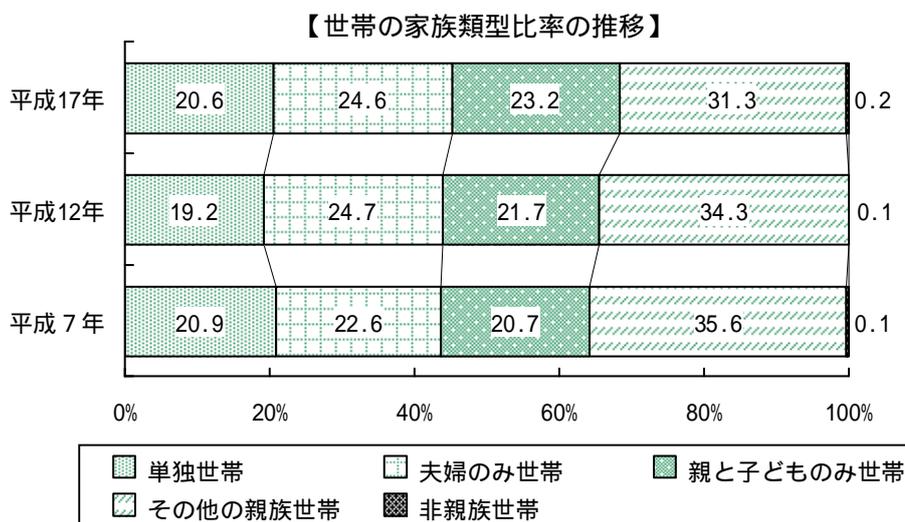
5. 世帯数の推移

世帯数は平成17年の3,104世帯から平成21年には3,036世帯とわずかに減少傾向にあります。



資料：生活健康課

世帯の家族類型比率では、夫婦のみ世帯や親と子どものみ世帯が増加している一方、その他の親族世帯が減少しており、核家族化が進んでいることがうかがわれます。



資料：国勢調査

家族類型別世帯数の推移をみると、ひとり親世帯は増加の傾向が見られます。平成7年には159世帯でしたが、平成17年には220世帯と60世帯以上増加しています。

一方、夫婦と子どものみ世帯と三世帯世帯は減少の傾向で、夫婦と子どものみ世帯は平成7年の549世帯から平成17年には489世帯に、三世帯世帯は平成7年の1,216世帯から平成17年には958世帯となっており、特に三世帯世帯は大きく減少しています。

【家族類型別世帯数の推移】

(単位：世帯、%)

	平成7年	平成12年	平成17年
一般世帯総数	3,414世帯	3,182世帯	3,056世帯
三世帯世帯	1,216世帯	1,090世帯	958世帯
	35.6%	34.3%	31.3%
夫婦と子どものみ世帯	549世帯	507世帯	489世帯
	16.1%	15.9%	16.0%
ひとり親世帯	159世帯	185世帯	220世帯
	4.7%	5.8%	7.2%

資料：国勢調査

6. 就業状況

産業分類別に就業者数の推移をみると、総数は減少しており、平成7年には6,125人でしたが、平成17年には4,779人となっています。産業分類別では、産業分類に関わらず減少しており、特に第1次産業は平成7年の1,243人から平成17年には860人に、第2次産業は平成7年の2,382人から平成17年には1,617人に、とそれぞれ第1次産業が383人、第2次産業が765人と著しく減少しています。

【産業分類別就業者数の推移】

(単位：人、%)

	平成7年	平成12年	平成17年
総数	6,125人	5,318人	4,779人
	100.0%	100.0%	100.0%
第1次産業	1,243人	934人	860人
	20.3%	17.6%	18.0%
第2次産業	2,382人	1,925人	1,617人
	38.9%	36.2%	33.8%
第3次産業	2,491人	2,459人	2,300人
	40.7%	46.2%	48.1%

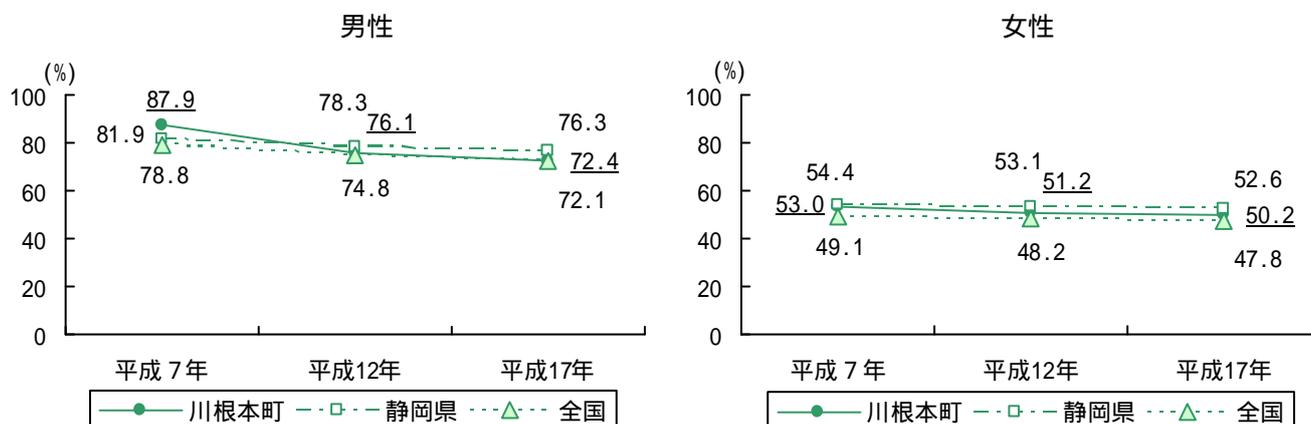
資料：国勢調査

性別に就業率をみると、男性の就業率は7割強から9割弱となっており、全国、静

岡県とほぼ同じ割合となっています。平成7年から平成17年にかけて約15ポイントの減少となっています。

女性の就業率は5割強となっており、全国より高く、静岡県とほぼ同じ割合となっています。

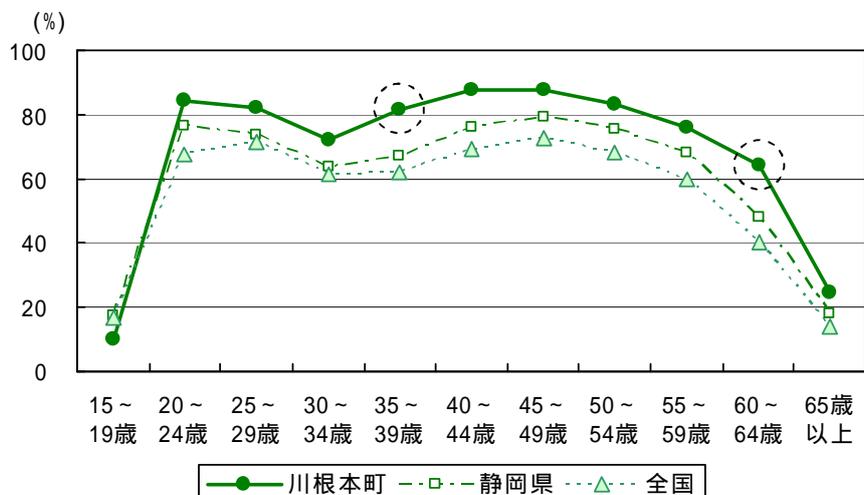
【就業率の推移】



資料：国勢調査

女性の年齢別に就業率をみると、20歳代前半と40歳代後半でピークを迎え、30歳代前半で低下しており、結婚、出産をきっかけに離職した後、復職していることがうかがわれます。川根本町の女性の就業率は静岡県、全国より高い割合で推移しており、30歳代後半と60歳代前半は特に高くなっています。

【女性の年齢別就業率】



資料：平成17年国勢調査

第2節 ニーズ調査及び生活意識調査結果からみる子どもと子育て家庭の状況

調査方法

対象地域：川根本町全域

対象者：

- ・ 就学前...川根本町在住の小学校入学前のお子さんがある世帯全世界帯
- ・ 小学生...川根本町在住の小学生のお子さんがある世帯全世界帯
- ・ 中学生...川根本町在住の中学生全員

調査期間：平成20年11月20日（木）～12月29日（月）

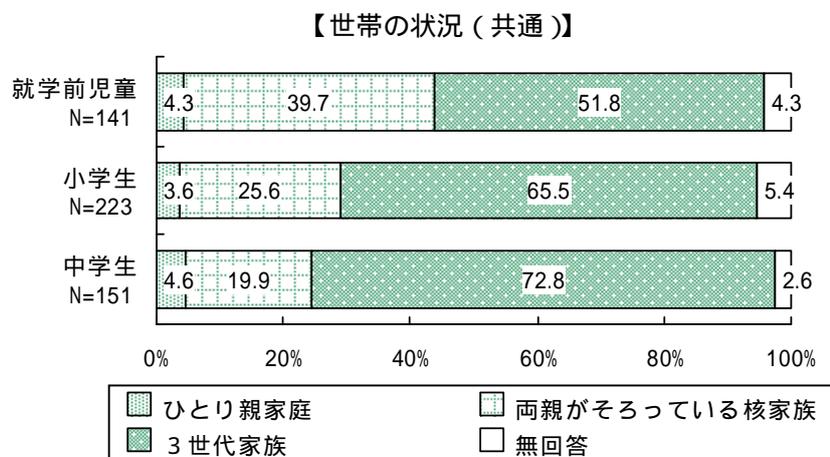
調査方法：郵送配布・回収

回収率

	対象者数	有効回収数	有効回収率（％）
就学前児童保護者	261人	141人	54.0%
小学生児童保護者	359人	223人	62.1%
中学生生徒	232人	151人	65.1%

1. 子育て家庭の状況

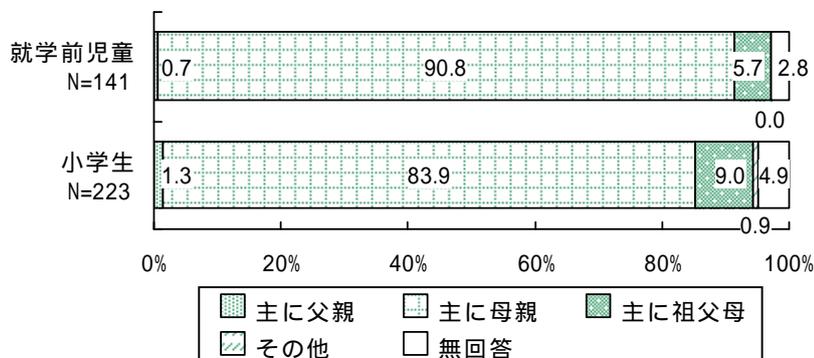
同居・近居の状況からみる世帯の家族類型は、就学前児童、小学生、中学生とも「3世代家族」が最も高く、就学前児童が51.8%、小学生が65.5%、中学生が72.8%となっており、次いで「両親がそろっている核家族」が就学前児童では39.7%、小学生では25.6%、中学生では19.9%となっています。



同居家族が片親のみであっても、祖父母と同居していれば「3世代家族」とした。

主に子どもの世をする人は、就学前児童、小学生とも「主に母親」が9割前後でほとんどとなっています。

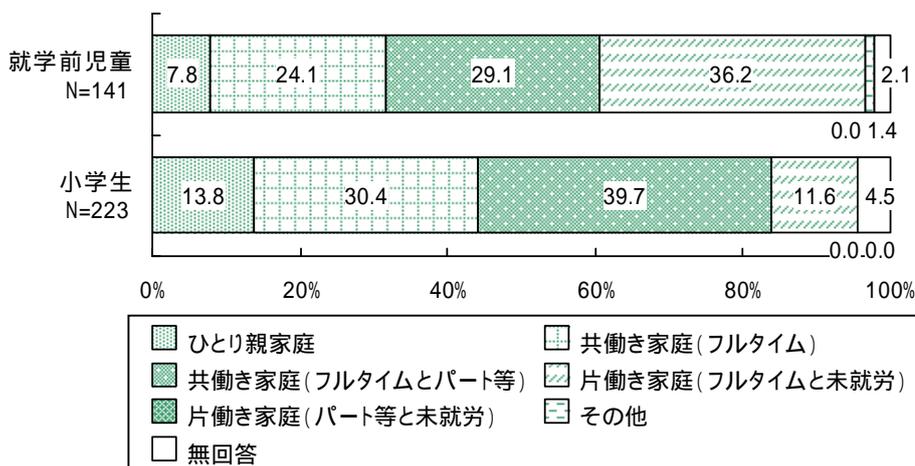
【主に子どもの世をする人（就学前児童、小学生）】



2. 保護者の就労状況

保護者の就労状況をもとに家庭類型を分けてみると、就学前児童では「片働き家庭（フルタイムと未就労）」が最も高く36.2%となっています。小学生では「共働き家庭（フルタイムとパート等）」が最も高く39.7%となっており、子どもの年齢が上がるにつれて就労する母親が増えていることがうかがわれます。

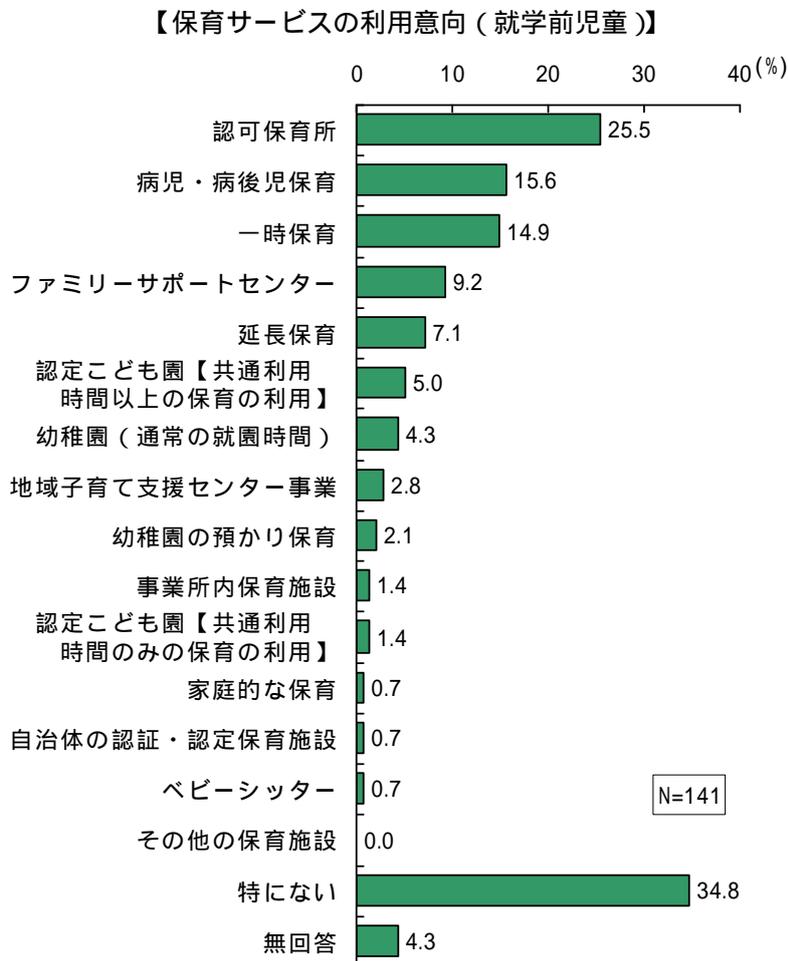
【保護者の就労状況別家庭類型（就学前児童、小学生）】



同居家族が片親のみであれば、祖父母の同居の有無にかかわらず「ひとり親家庭」とした。

3. 保育サービスの利用意向

就学前児童の保護者が今後利用したいと思う保育サービスは、「認可保育所」が最も高く、25.5%となっており、次いで「病児・病後児保育」が15.6%、「一時保育」が14.9%となっています。



各種の子育てを支援するサービスのうち、認知度の高いサービスは、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が最も高く84.4%となっており、次いで「地域子育て支援センター事業」が74.5%となっています

利用率の高いサービスは、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」と「地域子育て支援センター事業」がいずれも高く、それぞれ「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が56.7%、「地域子育て支援センター事業」が51.8%となっています。

満足度の高いサービスは、「あそびの教室」、「ママケアスクール」、「ほのぼの」がいずれも高く、9割以上となっています。

【子育て支援サービスの認知度、利用状況及び満足度（就学前児童）】

認知度、利用状況における「はい」の割合及び満足度における『満足』（「満足」＋「まあまあ満足」）の割合

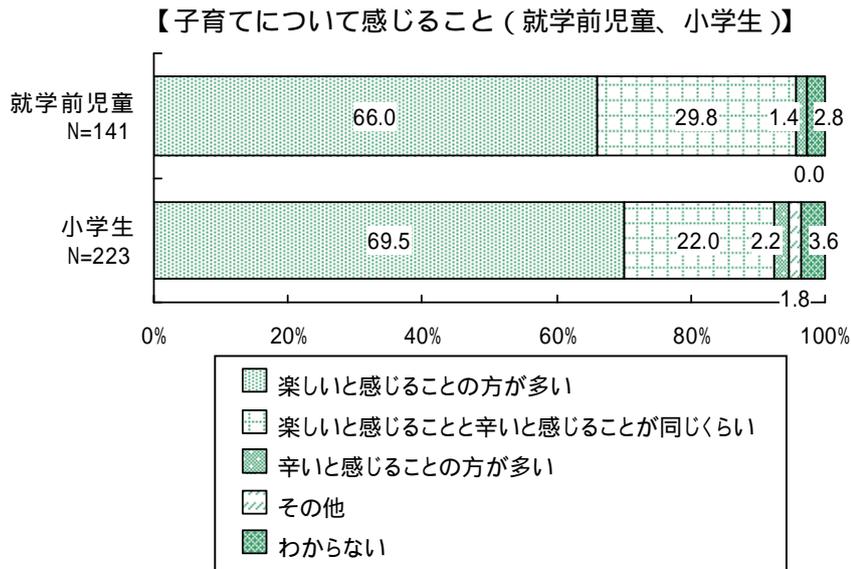
順位	認知状況（N=141）	利用状況（N=141）	満足度
第1位	保育所や幼稚園の園庭等の開放 84.4%	保育所や幼稚園の園庭等の開放 56.7%	あそびの教室（N=53） 96.2%
第2位	地域子育て支援センター事業 74.5%	地域子育て支援センター事業 51.8%	ママケアスクール（N=25） 92.0%
第3位	あそびの教室 68.8%	あそびの教室 37.6%	ほのぼの（N=33） 90.9%
第4位	母親学級、両親学級、育児学級 62.4%	母親学級、両親学級、育児学級 35.5%	保育所や幼稚園の園庭等の開放（N=80） 83.8%
第5位	ほのぼの 56.0%	家庭教育に関する学級・講座 28.4%	地域子育て支援センター事業（N=73） 83.6%

満足度は各サービスを利用したことのある人のみの回答となっているため、母数がそれぞれ異なる。

4. 子育てに対する意識など

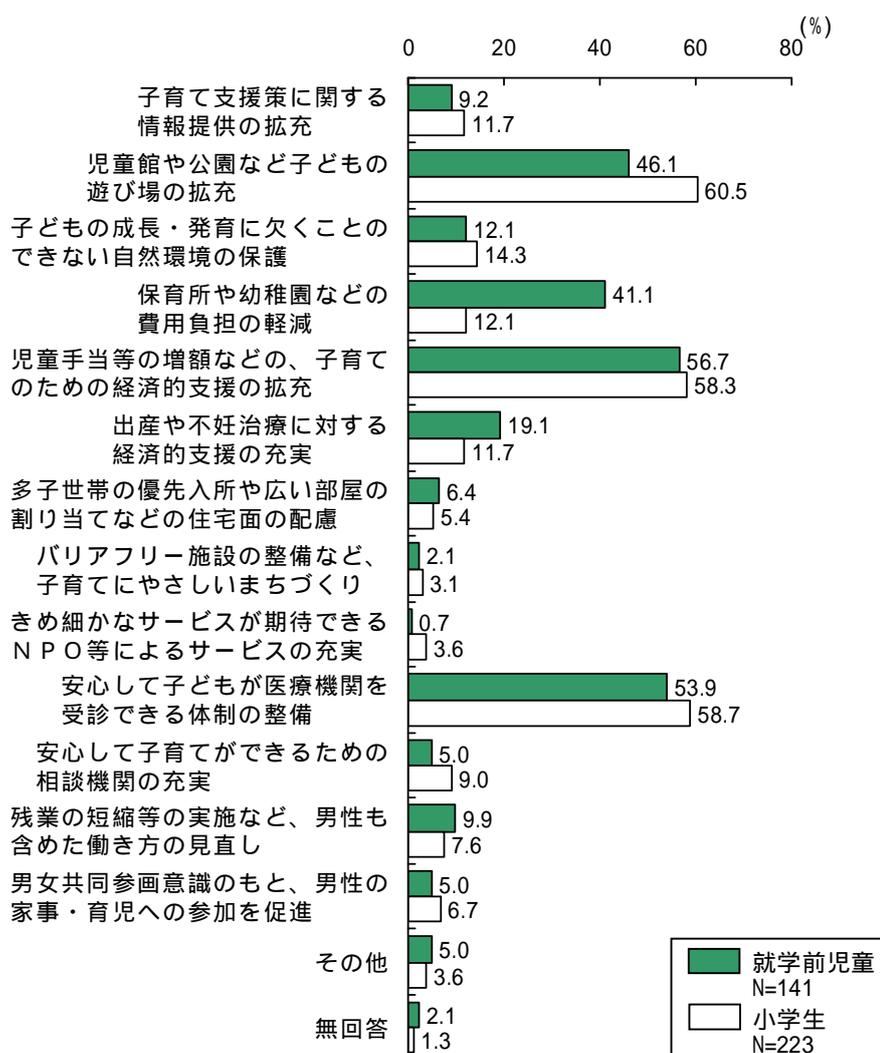
子育てについて感じることは、就学前児童、小学生とも「楽しいと感じることの方が多く」が最も高く7割弱となっており、次いで「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」がそれぞれ就学前児童では29.8%、小学生では22.0%となっています。

「辛いと感じることの方が多く」は就学前児童、小学生とも1割に満たず、育児を楽しんでいる保護者が多いことがうかがわれます。



町に期待する子育て支援策は、就学前児童では「児童手当等の増額などの、子育てのための経済的支援の拡充」が最も高く56.7%となっており、次いで「安心して子どもが医療機関を受診できる体制の整備」が53.9%となっています。小学生では「児童館や公園など子どもの遊び場の拡充」が最も高く60.5%となっており、次いで「安心して子どもが医療機関を受診できる体制の整備」が58.7%となっています。

【町に期待する子育て支援策（就学前児童、小学生）】



5. 家庭生活について

家庭生活に関する意見について、「男性は外で働き女性は家を守るべき」項目には『そう思う』人は、前回の平成15年度調査とほぼ同じ割合となっています。

「共働きでなくても、夫は家事・育児をするべき」項目には『そう思う』人は、前回の平成15年度調査の43.0%に比べ57.0%と14ポイント高くなっています。

【家庭生活に関する意見について（中学生）】

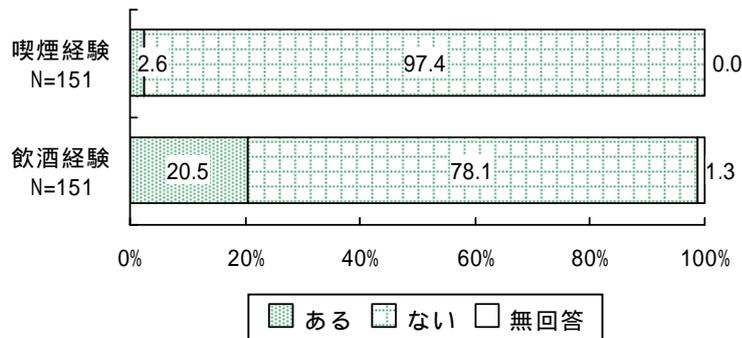
		『そう思う』	『そう思わない』
男性は外で働き女性は家を守るべき	平成20年度調査（A）	24.5%	39.1%
	平成15年度調査（B）	22.9%	42.3%
	前回との差（A-B）	1.6	-3.2
共働きでなくても、夫は家事・育児をするべき	平成20年度調査（A）	57.0%	13.2%
	平成15年度調査（B）	43.0%	29.1%
	前回との差（A-B）	14.0	-15.9

『そう思う』 = 「そう思う」 + 「どちらかといえばそう思う」

『そう思わない』 = 「どちらかといえばそう思わない」 + 「そう思わない」

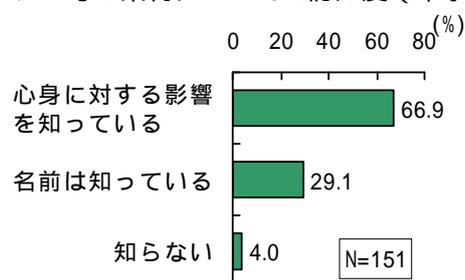
喫煙、飲酒の経験の有無は、喫煙の経験が「ある」人は2.6%となっていますが、「飲酒の経験が「ある」人は20.5%に上ります。

【喫煙、飲酒の経験（中学生）】



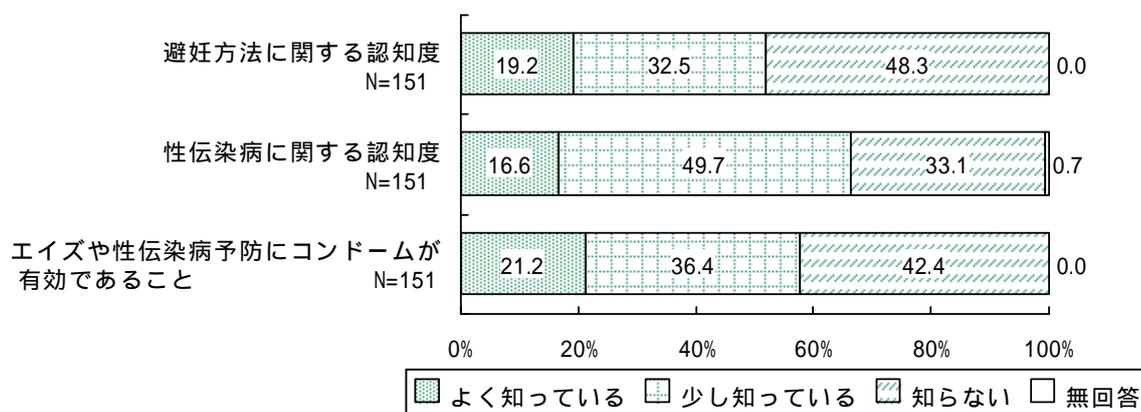
シンナー等の薬物についての認知度は、「心身に対する影響を知っている」が最も高く66.9%となっており、「知らない」は4.0%と1割に届いていません。

【シンナー等の薬物についての認知度（中学生）】



性に関する事項の認知度について、『避妊方法に関する認知度』、『性感染症に関する認知度』、『エイズや性感染症予防にコンドームが有効であること』のいずれも「よく知っている」は2割前後となっており、『避妊方法に関する認知度』と『エイズや性感染症予防にコンドームが有効であること』については「知らない」が4割強から5割弱となっています。

【性に関する事項の認知度（中学生）】



6. 将来の考えについて

結婚についての考えについて、「将来のことを考えると子どもを育てることに不安を感じる」は『そう思う』が35.8%、「将来は結婚したい」は『そう思う』が68.2%、「将来は自分の子どもを育てたい」は『そう思う』が74.2%となっており、いずれも前回の平成15年度調査とほぼ同じ割合となっています。

【結婚についての考え（中学生）】

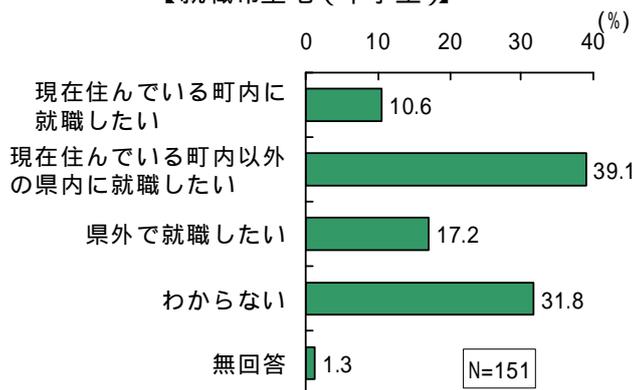
		『そう思う』	『そう思わない』
将来のことを考えると子どもを育てることに不安を感じる	平成20年度調査（A）	35.8%	23.8%
	平成15年度調査（B）	39.4%	18.3%
	前回との差（A-B）	-3.6	5.5
将来は結婚したい	平成20年度調査（A）	68.2%	7.3%
	平成15年度調査（B）	69.6%	4.4%
	前回との差（A-B）	-1.4	2.9
将来は自分の子どもを育てたい	平成20年度調査（A）	74.2%	3.3%
	平成15年度調査（B）	71.9%	3.6%
	前回との差（A-B）	2.3	-0.3

『そう思う』 = 「そう思う」 + 「どちらかといえばそう思う」

『そう思わない』 = 「どちらかといえばそう思わない」 + 「そう思わない」

将来就職を希望する土地は、「現在住んでいる町内以外の県内に就職したい」が39.1%と最も高く、「現在住んでいる町内に就職したい」は10.6%となっています。

【就職希望地（中学生）】



第3節 子育て支援サービスの実施評価

前期計画では、国から示された特定14事業について、平成21年度の目標値を設定し、事業を進めてきました。

放課後児童健全育成事業は、放課後子どもプランの実施により放課後子ども教室4か所、放課後児童クラブ2か所を実施し、目標値は達成しました。

一時保育事業は、町内保育園3か所すべてで実施しました。

地域子育て支援センター事業は、平成21年度に子育て支援施設1か所を開設しました。

通常保育事業は、乳幼児の減少により目標値を下回っています。

延長保育事業は、通常保育時間以降の延長は2か所実施していますが、国で定める11時間以上の延長保育には対応していないため、0か所となっています。

休日保育事業は、農繁期の休日保育は2か所で実施しましたが、国で定める年間を通した休日保育は実施していないため、0か所となっています。

事業名	事業内容	21年度 目標	21年度 現状
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	児童の放課後の安全確保と健全育成を目的に行う。	2か所	2か所
一時保育事業	保護者の労働、病気等により家庭で養育できない児童に対して、保育所等で一時的に児童の保育を行う。	3か所	3か所
地域子育て支援センター事業	子育て不安等についての相談、子育てサークルへの支援及び気軽に集い、交流できる場の提供等地域の子育て家庭に対して支援を行う。	3か所	1か所
通常保育事業	公立2箇所、私立1箇所で開催中(通常保育時間は8:15～16:15私立は8:00～16:00)	200名	140名
延長保育事業	1日11時間を超える延長した保育	2か所	0か所
	通常保育時間以降の延長に対応		2か所
休日保育事業	年間を通した休日の保育	1か所	0か所
	主産業の茶の農繁期(4月下旬～5月中旬)に実施		2か所

第 2 編 基本構想

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1節 基本理念

前期計画においては基本理念として、21世紀の川根本町の未来を担う子どもたちが、大きな夢をもち、生き生きと輝き育つまちづくりをめざし、「豊かな自然に抱かれてかがやく未来～わくわくと 共に育てよう川根本町の子どもたち～」を設定し、計画を推進してきました。

次世代育成支援対策は中長期的な方針をもって推進することが必要であることから、この後期計画においても、引き続き前期計画の基本理念を継承しまちづくりを推進します。

第2節 基本方針

この計画における基本的な視点を次の4点にまとめます。

子どもの視点に立った環境づくり

子どもの権利条約を最大限尊重しながら、「子育てにおける基本的な責任は家庭にある」を前提に、地域社会全体で子どもを育てていく子育て環境を構築します。

次代の親づくりという視点での健全育成

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

すべての子どもと家庭への支援

子どもがすこやかに成長するために、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立などの問題を踏まえ、広くすべての子どもとその家庭への支援について総合的な取り組みを行います。

行政や地域のさまざまな子育て関連活動を通じ、親が子どもと接する機会を提供していきます。

地域における子育て支援の強化

子育てを社会の共通課題とし、地域における子育てネットワークの形成や、子育て支援者の育成、異年齢児交流や乳幼児とのふれあい体験学習の必要性など、さまざまな視点から子育て支援に関する土壌を豊かにし、地域の子育てに関する力を育んでいきます。

第3節 親の育成と地域で支援する行動計画

次世代育成には、住民の主体的な参加が必要不可欠になります。

子を持つ親の育成が基本となりますが、保育サービスの充実など、「公的な援助」だけでは目標達成は難しく、育児が孤立しないよう地域の協力が大切になります。

様々な機会を通じ、子育て支援サービスや交流機会、イベントなど情報提供を行っていくこと、関連各組織の情報交流が重要になります。

計画を作るのみでなく、親、地域、行政、企業などがともに行動を起こすことが、目標達成の力となります。そのためには、地域が持つ相互扶助意識やあいさつ等、小さな活動から具体的に行動していくことが大切です。



第2章 施策の体系

地域における子育ての支援

地域住民の協力により、子育て中の親子が安心して暮らせる支援体制の充実を図ります。

- 育児相談や託児サービスの充実
- 子育てボランティアの育成
- 子どもと高齢者の交流機会の提供

親子の健康の確保及び増進

子どもや母親の健診を行うとともに、食育の推進などに取り組み、からだところの発育を支援していきます。

- 健康相談、講座の充実
- 食育の実施
- 子育てや思春期の相談などへの取り組み

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代を担う親を育てるために若者への結婚、出産、育児の楽しみを伝えていきます。また、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、子どもたちの学習力の向上に努めていきます。

- 出産・育児を楽しめる心の教育
- 親の育成
- 学校教育の充実
- 幼児教育の充実

子育てを支援する生活環境の整備

安心して子育てできるような、居住環境の提供を行っていくとともに、道路や公園などの整備を進めていきます。

- 若者定住化の支援
- 道路改良や町営バス利便性の向上
- 公園の整備

子どもの安全の確保

子どもの交通安全や犯罪被害を防止するため、あいさつ運動の推進など地域で顔が見える活動に取り組んでいきます。

- 交通安全運動の強化
- 声かけ運動の推進

職業生活と家庭生活との両立の推進

多様な働き方に対応するための子育て支援の強化を図るとともに、育児休暇の取りやすい環境づくりに取り組んでいきます。

企業への育児休暇取得の働きかけ
仕事と子育てが両立できる保育体制の充実

見守り支援を必要とする児童への対応

障がい児や見守り支援を必要とする児童などの支援を進めていくとともに、幼児児童虐待の防止に努めていきます。

見守り支援を必要とする児童への支援
障がい児施策の充実

その他

経済的な支援や連携強化を進めるとともに、他市町村の先進事例の研究について検討します。

子ども手当や医療費助成など経済的な支援
行政と地域などの連携強化

第3章 計画推進に向けて

21世紀の川根本町の未来を担う子どもたちが、大きな夢をもち生き生きと輝き育つまちづくりをめざし、『子ども自身が豊かな自然とともにすこやかに育っていける社会』『子育てに喜びや楽しみをもち、安心して子どもを生み育てることができる社会』を構築するため、計画に掲げた施策や事業を計画的に実施するとともに、その進捗状況及び効果を把握し、計画達成に向けての検討を行っていきます。

また、広報やホームページへの掲載などにより進捗状況を定期的に公表することとし、住民の声を反映できる体制により計画を推進していきます。

第4章 計画の実施と評価

計画の具体的な進行を確認するため、計画策定後も地域協議会などを組織し、進捗状況の把握や新たな取り組みなどの検討を行っていきます。

また、社会経済の変化や町民ニーズに対応するため、随時行動計画の評価を行い、必要に応じ計画内容の見直しを行います。

第3編 基本計画

第1章 地域における子育ての支援

第1節 地域における子育て支援サービスの充実

子育てを支援する地域における温かな相談体制づくり

子育て支援センターの相談員や地域の人などが、子育てを温かく見守り支援する体制づくりをします。また、子育てを応援する時の対応が、相手の気持ちを配慮したり、適切なアドバイスができるように相談員や主任児童委員の研修育成にも取り組みます。

小中学校においても教育相談員の定期的な研修により、質の向上と柔軟な対応ができるように取り組んでいきます。

子育てに関する相談窓口として、メールによる相談体制を整備します。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
相談員の研修					教育総務課
主任児童委員の研修育成					福祉課
メールによる相談体制の整備					福祉課

子育てOBのボランティア組織の育成

短時間での託児を望む声に対応するため託児ボランティアを募集し、託児・育児に対する講習の上、託児ボランティアとして登録を行い、増加する託児ニーズへ柔軟に対応していきます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
託児ボランティア募集、託児・育児に関する講習受講、託児ボランティア登録					生涯学習課 福祉課

注：表中の取り組み主体欄及び事業担当課欄は、以下のようになります。

家庭は、子育て中の親ならびに子を示します。

地域は、自治会・子ども会などの地域組織と病院・医院・企業などを示します。

教育・保育は、学校・幼稚園・保育所などを示します。

行政は、役場・国・県などを示します。

表中の は、主な取り組み主体、 は補助的な取り組み主体を示します。

事業担当課は、主な担当窓口を示します。

乳幼児健診時の子育て支援サービス

乳幼児健診時にブックスタート・ブックステップ事業等のサービスを行い、子どもと親が本を通じてふれあう機会の提供を進めていきます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
健診時を利用したブックスタート・ブックステップ事業等の実施					生活健康課

講演・学習講座などでの託児

必要に応じ、各種講演・講座などでの託児を行っていきます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
託児協力員の派遣					生活健康課 福祉課

土曜日・日曜日の子育て関連事業の開催

子育て相談、育児教室、親子ふれあい教室などの提供を土曜日・日曜日にも行えるよう取り組みます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
子育て相談、育児教室、親子ふれあい教室、イベント等の土曜日・日曜日の開催					生活健康課 福祉課

保険への加入による安全対策

子どもに関連するイベントや託児などを行う際には、安全に十分配慮していきます。また、ボランティア保険などを活用し、万一の対策として保険などへの加入により安全対策に取り組んでいきます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
ボランティア保険などへの加入					福祉課

子どもたちと高齢者との交流

保育所・幼稚園と高齢者施設の連携により、子どもたちと高齢者の交流の機会を増やします。また、高齢者のグループが自主的に子育て支援や保育所の活動などに参加できる環境づくりに努めていきます。

項目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
高齢者施設との連携による高齢者との交流					福祉課
高齢者が自主的に子育て支援などに参加できる環境づくり					福祉課

外に出ない(出られない)親への支援・フォロー

子どもの定期健診などの欠席者については、電話連絡や訪問指導などのサービスを行い、子育てに悩む親へのフォローを行っていきます。

乳幼児相談などでの子育て専門家による指導を通じて、子育て相談などの確な対応ができるように進めていきます。また、産後のうつ傾向などを早期に発見するため、新生児の訪問時に対応していきます。

項目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
訪問指導					生活健康課
電話連絡					生活健康課
産後のうつ傾向確認エジンバラチェックの導入					生活健康課

子育て支援活動と情報などに関するセンター機能の醸成

子育てボランティア組織を主体にして、地域の様々な活動や情報などを発信したり、子育てに関する相談を受けるなど、遊び場・健康などの子育て総合センター的な場として、地域自らが自立運営する子育て支援センターの充実に取り組みます。

項目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
子育て支援センターの子育て支援に関する情報を提供する機能の充実					福祉課

誰もがサービスを利用できるような情報発信

広報紙などを通じて子育て支援や保育サービス等に関する情報提供を行っていきます。

また、インターネット・ホームページ、メールを活用し、子育て支援情報を必要とする親への配信を行っていきます。

多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報提供、ケースマネジメントやサービスの利用援助などを行います。

項目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
広報紙などを通じた子育て支援情報の提示					福祉課 企画課
インターネット・ホームページによる子育て支援情報の提供					福祉課 企画課
メール（メール配信）を活用した情報提供					福祉課 企画課
子育て支援サービスに関する情報の一元化と提供					福祉課

子どもの養育を支援するサービスの充実

ライフスタイルの多様化に伴い、各家庭の状況に応じた子育て支援サービスが求められています。

ショートステイや一時預かり等、子どもの養育を支援する様々なサービスの充実を検討します。

項目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
短期入所生活支援事業（ショートステイ）					福祉課
一時預かり事業					福祉課

第2節 保育サービスの充実

通常保育

利用者との交流を深め、利用者のニーズに対応した保育所の質的サービスの向上に努めていきます。

また、延長保育など柔軟な対応の検討を行います。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
保育所の充実、施設の安全性、保育内容 など保育所の質的サービスの向上					福祉課
延長保育の対応の検討					福祉課

地域産業に対応する休日保育の導入

「川根茶」で知られる全国有数の茶産地であり、茶期には多くの人材を必要とします。そのため、茶期などにおける休日保育を行います。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
茶期を中心に休日保育の導入					福祉課

放課後こどもプランの周知・利用促進

現在、放課後こどもプランにより、すべての児童を対象とした「学びの場」である放課後こども教室と、おおむね10歳未満の児童を対象とした「生活の場」である放課後児童クラブを提供しています。放課後こどもプランの周知と利用促進に努めます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
放課後子ども教室の実施					生涯学習課
放課後児童クラブの実施					福祉課

気軽に利用できる一時保育体制の強化

気軽に利用できる一時保育とするため、職員配置などを検討し、利用者のニーズに対応していきます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
気軽に利用できる一時保育体制の強化					福祉課

いつでも気軽に利用できる子育て支援センターの充実

親子が楽しめる交流機会の提供を行うとともに、子育て支援センターのサービスの充実を図っていきます。

また、福祉関係施設などと複合的に活用したり、園長の子育て相談室を設けるなど、子育てに関係する誰もが気軽に利用しやすいよう、環境づくり、雰囲気づくりに取り組んでいきます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
子育て支援センターの機能やサービスの充実					福祉課
福祉関係施設などとの複合的な活用					福祉課
園長の子育て相談室					福祉課 教育総務課

保育所・幼稚園の園庭開放による園になじむ機会の提供

未就園児の保育所・幼稚園になじむ機会として、園庭の開放を行っていきます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
保育所・幼稚園の園庭開放による、園になじむ機会の提供					福祉課 教育総務課

保育所の安全対策と施設の充実

保育所の改修工事などを行い、保育所施設の整備改善を進めていきます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
保育所の整備					福祉課

自分の健康づくりを身につける力の醸成

健康な体づくりは、健康な歯と正しい食事の習慣が大切です。健康な歯を子どもの頃からつくり上げていくため、歯の検診や指導・フッ素洗口や塗布などの歯科保健事業を小中学校まで拡大できるよう取り組みます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
歯科保健事業の推進					生活健康課

多様なニーズに応じた保育サービスの充実

多様なライフスタイルを踏まえ、利用者のニーズに応じたサービス内容の検討が必要です。延長保育、休日保育、病児・病後児保育など、多様な保育サービスの充実に努めます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
延長保育の対応の検討（再掲）					福祉課
茶期を中心に休日保育の実施（再掲）					福祉課
病児・病後児保育の実施の検討					福祉課

第3節 子育て支援のネットワークづくり

地域全体で子育てを支援する意識の啓発

地域全体で子育てを支援する意識の啓発のため、地域住民や保護者など、幅広い町民を対象とする勉強会などの開催を検討します。

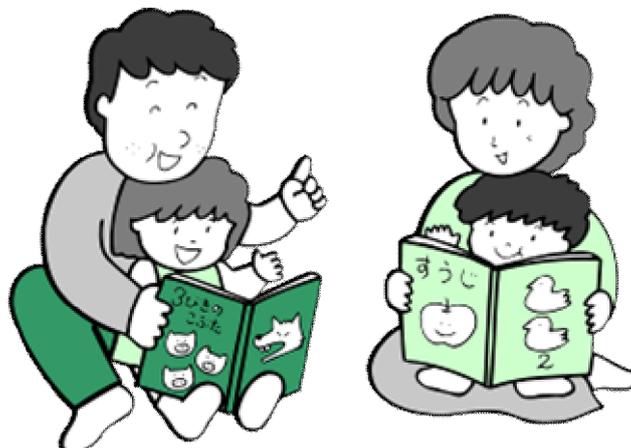
項目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
子育てを支援する意識啓発のための勉強会の開催の検討					福祉課

子育てサークルの設立、相互交流の推進

育児が孤立化しないように、また親が自立した子育てができるために、子育てサークルの設立を呼びかけると共に、各組織の連絡体制づくりを推進していきます。

また、子育てに関する情報が交換できる場の提供に努めます。

項目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
子育てサークルの設立と各組織の連絡体制づくり					福祉課
子育てに関する情報交換の場の提供					生活健康課 福祉課



第4節 児童の健全育成

青少年健全育成事業

青少年の健全な心身の発達を促すため、環境の浄化に取り組むとともに、スポーツや地域活動への参加促進に努めます。

インターネット上の有害情報やメディア依存の弊害などから子どもを守るための情報教育を推進します。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
児童の健全育成					生涯学習課
インターネット上の有害情報やメディア依存の弊害などから子どもを守るための情報教育					教育総務課

いじめ・非行・不登校などへの対応の充実

いじめ・非行・引きこもり・不登校問題に対して、主任児童委員をはじめとする地域の人的資源を活用した地域支援ネットワークづくりを行います。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
地域支援ネットワーク体制整備					福祉課

郷土を愛し誇りとする子どもを育てる

郷土の素晴らしい環境を育む森や自然、先人が培ってきた地域固有の文化など、大人自らが郷土を再認識し、子どもに伝えるために、親子で自然や郷土を愛し誇りを育む地域づくり活動を推進します。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
郷土を愛し誇りとする子どもを育てる地域づくり					生涯学習課

第2章 親子の健康の確保及び増進

第1節 子どもや母親の健康の確保

子どもや母親の心のケア

健康講座、乳幼児相談、各種健診・教室などを通じて子どもや母親の心身両面における健康の確保に努めていきます。

また、育児不安の解消や虐待の発生予防のために、乳幼児健診などの機会を活用した妊娠期からの継続した相談支援体制の整備や、虐待予防に向けた川根本町要保護児童等対策地域協議会を開催するとともに、安全で快適な出産のための出産準備教育や相談の場を提供します。

新生児の自宅を訪問し、育児不安の解消や子育て支援施策の周知を図ります。

項目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
健康講座					生活健康課 生涯学習課
療育相談・各種教室					生活健康課 福祉課
子育て支援センターにおける相談					生活健康課 福祉課
妊娠期からの継続した相談支援体制の整備					生活健康課 福祉課
妊娠に対する出産準備教育や相談の場の提供					生活健康課 福祉課
新生児訪問と子育て相談の実施					生活健康課 福祉課

第2節 食育の推進

食育の実施

栄養バランスの取れた食事は、乳幼児から大人まで最も大切なものです。小さいうちからの規則正しい食習慣を身につけるため、食事教室、離乳食の作り方、食育講演会（朝食の大切さを講演）などを中心に啓発活動を進めていきます。

また、親子ふれあいクッキングや家庭教育学級などをはじめとして、保育所や幼稚園、小中学校や高等学校などを通じて規則正しい食事を取るよう、食育講演や指導に取り組んでいきます。

健康づくり食生活推進協議会などの活動のなかで、独身男女を対象とした料理教室などを企画し、若い頃からの食育の大切さを学ぶ機会を提供していきます。

また、生産者の顔が見え、作られる環境を知っている安心・安全な食材で、正しい食習慣を身につけるため、食育を推進します。

両親学級における食育の充実を図ります。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
食事教室、離乳食の作り方、食育講演会などによる食育の啓発					生活健康課 福祉課
親子ふれあいクッキング、家庭教育学級などにおける親子を対象とした料理教室など					生活健康課 生涯学習課
保護者の給食試食会、親子食育教室（保育所）などによる食育講演や指導					生活健康課 福祉課
独身男女を対象とした料理教室（食育を学ぶ）					生活健康課
正しい食習慣の推進					生活健康課
両親学級における食育の推進					生活健康課 生涯学習課

第3節 子どもを取り巻く健康被害の防止

講演会などを通じた子どもの健康被害や事故防止対策の指導

講演会などを通じて、子どもの健康被害や事故防止について取り組んでいきます。

項目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
講演会などを通じた子どもの健康被害や事故防止対策の指導					生涯学習課 生活健康課

タバコが及ぼす健康被害の防止

母親の飲酒、喫煙などからくる母胎への影響や子どもへの受動喫煙などを、母子健康手帳交付や婚姻届出時に紹介するとともに、各種機会を通じて指導していきます。

公共施設内での禁煙（分煙）を進めるとともに、公園や運動場などでの禁煙（分煙）に取り組めます。

項目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
母親の飲酒、喫煙が与える影響や子どもへの受動喫煙についての紹介や指導					生活健康課
幼稚園・学校敷地内全面禁煙の推進					教育総務課



第4節 思春期保健対策

思春期の心のケア

思春期の悩み、いじめ・不登校、進学など小学校高学年から中高生の多くの悩みに対応する相談体制・サービスの充実を図ります。

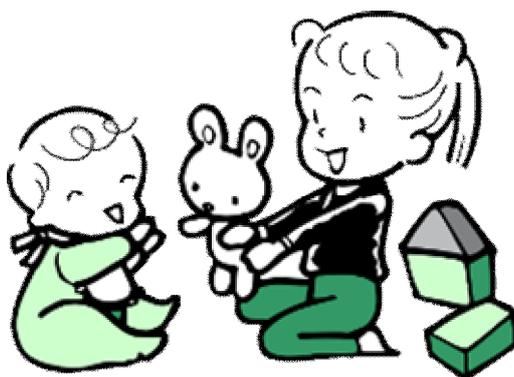
スクールカウンセラーの導入などにより、子どもたちの悩み等についてフォローを行っていきます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
教育相談員の研修（小・中学校）					教育総務課
スクールカウンセラーの導入					教育総務課

乳幼児とのふれあい機会の提供

総合的な学習の時間並びにボランティア体験などの機会に保育所などで乳幼児とのふれあいの機会づくり（保育士体験等）を提供していきます。これにより、子どもの可愛さ、大切さなどを学びます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
総合的な学習の時間ならびにボランティア体験などの機会に保育所などで乳幼児とのふれあいの機会づくり					教育総務課 福祉課



飲酒・喫煙・麻薬や性に対する興味などの危険性について指導

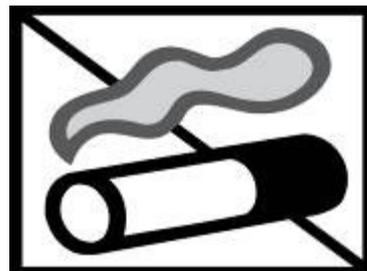
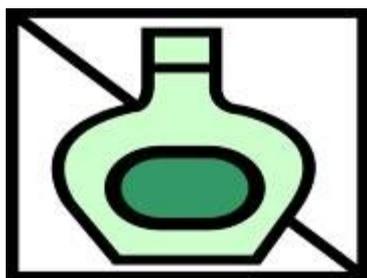
興味本位での飲酒・喫煙や麻薬・薬物などの摂取は、心身に大きな影響を与えることから、その危険性について学校などを通じて指導していきます。

また、思春期の発育に伴う興味本位での性体験は、STD（性感染症）、HIV感染症（エイズ）に感染する恐れがある上、妊娠による墮胎、安易な結婚や離婚など、体のみならず心にも影響を及ぼします。安易な性体験による心身被害への危険性について指導していきます。

喫煙や薬物に関する教育について、学校に導入しているスクールカウンセラーを活用します。

インターネット上の有害情報やメディア依存の弊害などから子どもを守るための情報教育を推進します。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
飲酒・喫煙・麻薬、性に対する興味などの危険性について指導					生活健康課 教育総務課
喫煙や薬物に関する教育へのスクールカウンセラーの活用					教育総務課
インターネット上の有害情報やメディア依存の弊害などから子どもを守るための情報教育（再掲）					教育総務課



第5節 小児医療の充実

産科医の確保

近隣地域で安心して出産ができるよう、医療関係機関に働きかけていきます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
産科医確保に向けた医療機関への働きかけ					生活健康課

小児科医の確保

近隣地域に小児科を開業してもらえるよう、医療関係機関に働きかけていきます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
小児科医開業に向けた医療機関への働きかけ					生活健康課

小児救急医療に対応できる広域的な体制の強化

時間外の医療については圏域での連携を進めていきます。今後も小児救急医療に対応できるよう、広域的な救急医療体制の強化に努めます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
小児救急医療に対応できる広域的な救急医療体制の強化					生活健康課

第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

第1節 次代の親教育

子育ての楽しさを学ぶ子育て教育の充実

婚姻届出時に出産や育児に関するパンフレット等を配布し、啓発していきます。

若者の町外への流出や結婚しない人の増加など、人口減少につながらないよう、出会いの場の提供に努めます。

総合的な学習の時間並びにボランティア体験などの機会に保育所などで乳幼児とのふれあいの機会づくり（保育士体験）を提供していきます。これにより、子どもの可愛さ、大切さなどを学びます。

項目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
情報のPRの仕方などについて検討					生活健康課
様々な取り組みによる出会いの場の提供					企画課
総合的な学習の時間ならびにボランティア体験などの機会に保育所などで乳幼児とのふれあいの機会づくり（再掲）					教育総務課 福祉課

地域を愛し自信と誇りに満ちた親づくり

親が地域で暮らす姿を見て、地域を愛し自信と誇りを持つ子どもが育ちます。

親自らが地域活動を通して学び、大人として成長していく場づくりを推進します。

項目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
親自らが学び成長していく場づくりの推進					生涯学習課

地域資源を活用した若者交流の推進

地域の若者が中心となって企画し、自然・農林業などの体験、100年の森づくり、商工会などのイベント等の支援ボランティアを都市部の若者を対象に募集し、交流の場づくりを推進します。

項目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
地域資源を活用した交流の推進					企画課

第2節 家庭や地域の教育力の向上

親の愛情を注ぐことの大切さを学ぶ機会の提供

母子健康手帳交付時に育児の心構え、子育て講演会や育児相談などを通じて子育ての楽しさを知る機会を提供していきます。

「子育てにおける基本的な責任は親にある」という親としての基本的な心構えなどを勉強する機会として両親学級の内容の充実を図ります。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
母子健康手帳交付時に育児の心構えについての情報提供					生活健康課
子育て講演会の開催					生涯学習課 生活健康課 福祉課
お母さんの勉強室					生涯学習課 生活健康課 福祉課
両親学級の内容の充実					生活健康課

父親の子育て参加への呼びかけや教室の開催

母子健康手帳交付時などを通じ、父親の子育て参加への呼びかけを行っていきます。

父親が参加しやすい夜間の時間帯に開催する両親学級などを通じて、父親の子育て参加を推進していくとともに、参加できない父親に対する母親の相談などに対応していきます。

家庭教育学級などを通じて、父親の子育て参加の必要性を指導していきます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
母子健康手帳交付時のチラシに父親の参加への呼びかけ					生活健康課
父親の両親学級参加率の向上に向けた取り組み					生活健康課
父親教室の休日、夜間などの開催（新生児時、乳児時、幼児時、未就学児、小学時、中学時など） 家庭教育学級で対応					生涯学習課 生活健康課

祖父母への子育て教室の開催

最近の子育ての仕方、食育、孫との接し方、けがや病気などへの対応、子どもの発するサインの見分け方などについて、すこやか大学などを通じて提供を行っていきます。

親世代と祖父母世代の意識の違いに悩む高齢者の子(孫)育て相談に取り組みます。

短時間での託児を望む声に対応するため託児ボランティアを募集し、託児・育児に関する講習を実施の上、託児ボランティアとして登録を行い、増加する託児ニーズへ柔軟に対応していきます。

項目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
最近の子育ての仕方、食育、孫との接し方、けがや病気への対応、子どもの発するサインの見分け方などについて指導					生涯学習課 生活健康課
子育て相談の実施					生涯学習課 生活健康課 福祉課
託児ボランティア組織を募集し、託児・育児に対する講習を実施の上、託児ボランティアとして登録(再掲)					生涯学習課 福祉課

子どもの自然体験教室や自然と接する機会の提供

土日や長期休暇などを利用した自然体験などの体験の機会を提供していきます。また、支援ボランティアとして父親の参加を呼びかけていきます。

項目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
土曜日・日曜日や夏休みなどを利用した自然の中での遊びの教室の開催や、自然観察など自然とふれあう機会の提供(父親などの積極的参加)					生涯学習課
体験学習支援ボランティアの募集					生涯学習課

自然体験・遊び方指導員の募集・認定

釣り、キャンプ、バードウォッチング、山登り、昆虫採取など様々な遊びに対し、指導できる指導員の募集、登録を行い、各種教室などへの参画を呼びかけていきます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
釣り、キャンプ、バードウォッチング、山登り、昆虫採取など様々な遊びに対し指導できる指導員の募集、各種教室などへの参画依頼					生涯学習課

地域内での行事で子どもと住民の交流推進

地域の行事などにより子どもから高齢者まで相互に交流できる機会づくりを行うとともに、住民同士が声かけし相互に顔が見える交流を行っていきます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
地域の行事などにおける子どもと高齢者などとの交流の機会づくり					企画課 生涯学習課

地域のスポーツ環境の整備

地域のスポーツ環境を整えるため、総合型地域スポーツクラブの設立を進めます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
総合型地域スポーツクラブの設立					生涯学習課

第3節 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備

学力向上への取り組み

少人数学級の特性を生かし、全校態勢できめ細かな指導が図れるよう取り組みます。また、学力の面で支援が必要な児童のために、県に職員の加配を依頼するとともに、特別支援員を配置します。

ボランティア講師の傷害保険に加入し、クラブ活動などの指導者として外部講師を活用するとともに、部活などでより多くの学校との交流を促進します。

項目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
少人数学級の特性を生かしたきめ細やかな子ども達への指導の充実					教育総務課
職員の加配依頼					教育総務課
特別支援員の配置					教育総務課
クラブ活動などの指導者として外部講師の活用					教育総務課

長期休業などを活用した学習指導

長期休業を利用し、自校教職員が学習の相談や指導を行っていきます。

項目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
学習相談や指導の実施					教育総務課

特別支援教育の推進

従来の特別支援教育の対象となる障がいに限らず、通常学級におけるLD（学習障がい）、AD/HD（注意欠陥・多動性障がい）、高機能自閉症などの発達障がいのある児童生徒を含めて早期の発見に努め、保健福祉分野、医療分野とも連携して一人一人に合った指導を行うための教育支援体制の整備を進めます。

項目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
特別支援教育の推進					教育総務課

読み聞かせの会の組織の拡充

家庭教育学級などを通じ、本の読み聞かせ等の機会を提供していきます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
家庭教育学級で読み聞かせの実施					教育総務課 生涯学習課

子どもの心や悩みに対するアンケートの実施

学校保健委員会などを通じ、小中高生に対し定期的なアンケートを行い、心のケアを行っていきます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
学校保健委員会による定期的なアンケート実施					教育総務課

土曜日・日曜日の子どもたちの過ごし方に対する指導

様々な教室を開催し、子どもたちが元気に遊べる環境づくりに取り組んでいきます。また、地域ぐるみで見守り育ていく体制づくりもしていきます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
各種教室などの開催による子どもたちが外で遊ぶことができる環境づくり					生涯学習課

良い本と巡り会える機会の提供

小学1年生・4年生、中学2年生など、節目ごとに本と出会える機会を提供し、心を育む支援を行います。(ブックステップ事業)

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
ブックステップ事業の実施					生活健康課 教育総務課

幼児教育の充実

幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることを踏まえ、地域社会の中で家庭と幼稚園などが十分な連携を図り、幼児一人一人の望ましい発達を促していく教育環境の整備を重視して関係施策を展開します。

「親と子の育ちの場」としての幼稚園の役割や機能の充実を図ります。

A L T（外国人英語指導助手）が町内の保育所や幼稚園で指導します。

幼稚園園長や保育園園長又は保育士が、就学児健康診断後に開催される就学指導委員会専門部会に参加し、スクリーニング検査の結果や健診での結果について協議し、園での様子などを情報交換することで、幼児教育から小学校教育に円滑に接続できるような体制を整備します。

項目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
「親と子の育ちの場」としての幼稚園の役割や機能の充実					教育総務課
A L T（外国人英語指導助手）による町内保育所・幼稚園での指導					教育総務課
幼児教育から小学校教育への円滑な接続					教育総務課 福祉課

学校と地域の連携強化

地域文化のレベル向上と伝統文化の体験、梅津神楽や鹿ん舞など伝統芸能の発表などを通じて地域に誇りがもてるようにしていきます。

ボランティアによる地域の外部講師を活用したり、児童生徒が自らアポイントを取り、地域に出かけて学習する総合学習などを支援します。

項目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
地域文化のレベル向上（地域と地域の連携、音楽発表会などでの発表）					生涯学習課
外部講師の活用や地域に出かけて学習する総合学習の支援					教育総務課

健やかな体の育成

ボランティア講師の傷害保険に加入し、クラブ活動などの指導者として外部講師を活用するとともに、部活などでより多くの学校との交流を促進します。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
クラブ活動などの指導者として外部講師の活用（再掲）					教育総務課
部活などで他校との交流の促進					教育総務課

信頼される学校づくり

子どもの特性に応じた指導を進められるよう、教師一人一人の教育力の向上に努めます。初任者研修を実施するとともに、教育会や教育講演会を開催します。また、毎月開催される公聴会に参加し、学校との情報交換を図ります。

ボランティアによる地域の外部講師の活用により、地域での顔見知りを増やすとともに、民生児童委員との連携を図ることで、地域に開かれた学校づくり、信頼される学校づくりを進めます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
子どもの特性に応じた指導を進める教育力の向上					教育総務課
初任者研修の実施					教育総務課
教育会や教育講演会の開催					教育総務課
公聴会への参加による学校との情報交換					教育総務課
地域の外部講師の活用による地域での顔見知りの増加					教育総務課
民生児童委員との連携					教育総務課

豊かな心の育成

本町の特性を活かし、自然に対する感動の心、人とのふれあいや道徳心、環境や物を大切にする心の教育、生きていくうえで大切な基礎・基本を大切にする学習力の向上に努めます。

外部のボランティア講師による読み聞かせや道徳の時間の資料を通して、主人公の心の動きに共感したり自他の生命の尊さ等を学ぶ機会を支援します。

次代を担う人材の育成を目的として、小中学生の研修事業を実施します。

青少年の健全育成を図るため教育相談員を配置します。また、教育相談（ハートケア）電話において相談を随時受け付けます。

項目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
自然や人・物を大切にする心の教育					教育総務課
基礎、基本を学べる学習力の向上					教育総務課
子どもの心に響く道徳教育の充実					教育総務課
小中学生の研修事業の実施					教育総務課 生涯学習課
教育相談員の配置					教育総務課
教育相談（ハートケア）電話による相談の随時受付					教育総務課



第4章 子育てを支援する生活環境の整備

第1節 良質な住宅の確保

若者定住促進住宅の維持管理

若者定住促進住宅で快適に生活できるよう、維持管理に取り組みます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
若者定住促進住宅の維持管理					建設課

第2節 良好な居住環境の確保

定住化の推進

定住化を推進するため補助制度の整備を行います。また、安心して暮らせるための木造住宅耐震補強の助成を行います。

自然に配慮した景観整備を進めていきます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
木造住宅耐震補強助成事業					建設課
若者定住化を支援する補助制度の整備					建設課
景観整備					建設課 産業課 企画課

第3節 安全な道路交通環境の整備

道路交通環境の整備

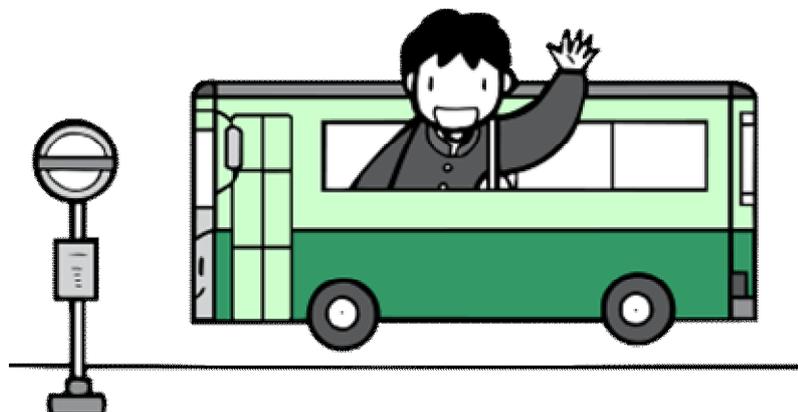
危険箇所の道路改修と歩道、カーブミラーの設置や、通学路の危険箇所の改善に取り組み、安全対策に努めていきます。主要幹線については県をはじめとする関係機関と調整の上、改善を要望していきます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
道路交通環境の整備					建設課 総務課

町営バスの利便性向上

利用者のニーズを把握し、町営バスの利便性向上に努めます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
町営バスの利便性向上					企画課



第4節 安全、安心のまちづくりの整備推進

公園の整備

要望の多い地域に対し、地域の協力を得て、公園・広場の設置を計画的に進めていきます。

集落地の身近な場所に、地域の人に見守られ安心して遊べるプレイパーク（小公園）の整備を進めていきます。

子ども連れの観光客も楽しめる空間づくりを進めていきます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
公園・児童遊園などの設置					建設課 福祉課
地域の人が見守れるプレイパークの設置					建設課
観光客も楽しめる空間づくり					商工観光課

I T化による図書館機能の充実

町内各学校の図書館、山村開発センターの図書室をネットワークで結び、どこからでも図書の貸し出しができる環境の構築を行っていきます。

本に親しみがもてるよう、蔵書や貸し出し体制などの質の向上を行っていきます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
町内学校の図書ネットワークの充実					生涯学習課
山村開発センター・文化会館図書室の活用					生涯学習課
蔵書の充実					生涯学習課

第5節 安心して外出できる環境の整備

公共施設等のバリアフリー化

公共施設や公園などについて、妊産婦や乳幼児など誰もが安心して利用できるよう、バリアフリー化を進めます。

また、妊産婦などへの理解を深める「心のバリアフリー」のための取り組みを進めます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
公共施設・公園などのバリアフリー化					建設課 福祉課
「心のバリアフリー」のための取り組みの推進					福祉課

子育て世帯への情報提供

子育てを支援する施設や各種施設の子育てバリアフリーの整備状況を記載したマップや、静岡県のしずおか子育て優待カードが利用できる店舗情報など、子育てに関する情報をまとめたガイドブックを作成して子育て家庭に配布し、子育てに関する情報を提供します。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布					福祉課

第5章 子どもの安全の確保

第1節 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通安全運動の推進

新入学時や交通安全週間など特定の時期のみの運動ではなく、地域の人たちが積極的に通学路などでの交通安全と声かけ運動に取り組んでいくような運動を広めていきます。

交通指導員による交通安全教室などを通じて、子どもたちの交通安全意識の向上と、ドライバーの運転マナーの向上に取り組めます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
交通安全運動の実施					総務課
交通指導員による交通安全教室等の開催					総務課

チャイルドシートの普及啓発

チャイルドシートの使用効果と正しい使用方法について普及啓発活動を行います。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
チャイルドシートの普及啓発					総務課

自転車の安全利用の推進

学校や地域において、自転車乗車時のヘルメット着用や幼児二人乗用自転車の普及を啓発します。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
自転車乗車時のヘルメット着用の啓発					教育総務課
幼児二人乗用自転車の普及に向けた取り組みの推進					総務課

第2節 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

声かけ運動の推進

地域ごとに声かけ運動に取り組むとともに、子どもかけ込み110番の参加者の拡大など、地域で見守る体制づくりに努めます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
声かけ運動の推進					教育総務課 生涯学習課

連絡体制の充実

本町においては、子どもに関する事件はほとんど発生していませんが、全国的に子どもを取り巻く事件が発生し、事件も多様化していることから、不審者や事件の発生を未然に防ぐとともに、万が一に対応するため、家庭や地域、学校などとの連絡体制の充実を図っていきます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
子どもを犯罪などの被害から守るための 連絡体制の充実					総務課 教育総務課

スクールガードリーダー（地域安全推進員）による学校の巡回指導

近年、学校の管理下における事件・事故が大きな問題となっています。この状況を踏まえ、子どもたちが安心して教育を受けられるよう、家庭や地域の関係機関・団体と連携しながら、学校の安全管理に関する取り組みをいっそう充実する必要があります。このため、防犯の専門家や警察官OB等を地域安全推進員として委嘱し、学校の巡回指導などを実施することにより、効果的・継続的な安全体制を確保し、安全で安心できる学校が確立される取り組みを行っていきます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
スクールガードリーダー（地域安全推進員）による学校の巡回指導など					教育総務課

第3節 被害にあった子どもの保護の推進

心のケアや相談体制の充実

いじめや虐待などの被害にあった子どもの心のケアや気軽に相談できる環境をPRしていきます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
心のケアや相談体制の充実					教育総務課



第6章 職業生活と家庭生活との両立の推進

第1節 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

企業誘致による定住化の促進

企業誘致による定住化の促進に取り組んでいきます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
企業誘致による定住化の促進					商工観光課

企業への働きかけと情報提供

男性の子育てへの参加を促進するため、企業への働きかけを行っていきます。

仕事と生活の調和や次世代育成支援対策に取り組む企業や民間団体の先進事例の情報の収集と提供に努めます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
企業への男性の子育て推進への働きかけ					商工観光課
仕事と生活の調和や次世代育成支援対策に取り組む企業などの先進事例の情報の収集と提供					企画課 商工観光課

第2節 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育てが両立できる保育体制の充実

安心して仕事と育児を両立できるよう保育体制の充実を図っていきます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
仕事と子育てが両立できる保育体制の充実					福祉課 生涯学習課

育児休暇の取りやすい環境づくりに向けた企業への働きかけ

育児休暇を取りやすくするなど、女性の労働体制の充実を進めるため、企業への働きかけを行っていきます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
育児休暇の取りやすい環境づくりに向けた企業への働きかけ					商工観光課



第7章 見守り支援を必要とする児童への対応

第1節 児童虐待防止対策の充実

要保護児童等対策地域協議会

乳幼児・児童虐待を未然に防止するため、隣近所からの通報など、事件の発生防止に努める要保護児童等対策地域協議会を設置し、発生防止に努めます。

要保護児童等対策地域協議会に主任児童委員を活用するとともに、その資質向上を図ります。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
要保護児童等対策地域協議会の開催					福祉課
主任児童委員の資質向上					福祉課

関係機関と連絡調整

関係機関との連絡を密にし、虐待などを受けた子どもの保護や連絡の体制の強化を進めます。

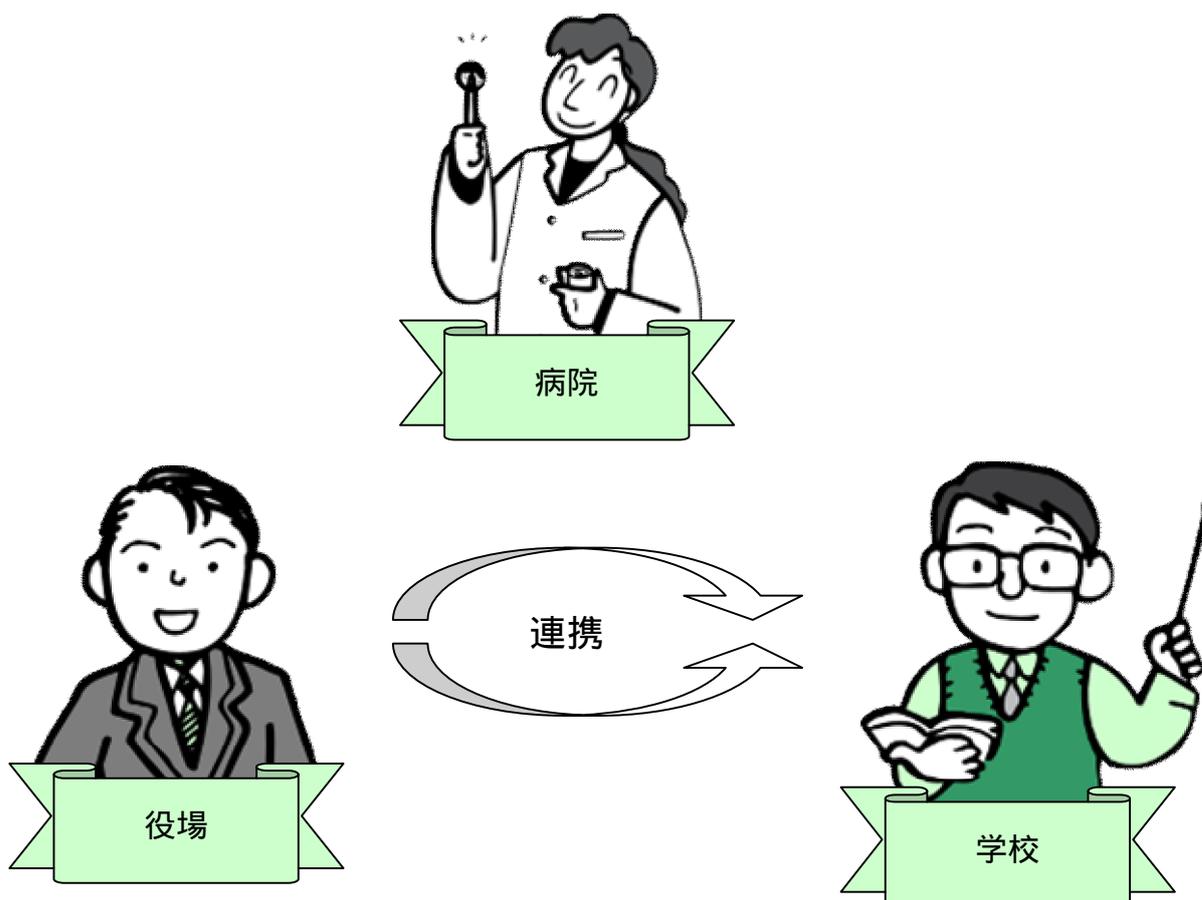
虐待事例の通知、事例検証作業への参加協力などを通して静岡県との連携を深めます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
児童相談所と連絡調整					生活健康課 福祉課
近所からの通報と適切な保護					生活健康課 福祉課
静岡県との連携強化					生活健康課 福祉課

児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応の体制づくり

養育支援訪問事業などによって妊娠・出産・育児の各時期において養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、迅速な対応を図るため、関係各課、医療機関などとの連携を強化するなど、早期発見・早期対応の体制づくりに努めます。

項目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
養育支援を必要とする家庭の早期把握のための養育支援訪問事業の実施					生活健康課 福祉課
関係各課、医療機関などとの連携					生活健康課 福祉課



第2節 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立促進

ひとり親家庭の自立のための医療費助成や児童扶養手当など各種支援を行います。

項目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
医療費助成、児童扶養手当など実施					福祉課
ひとり親家庭の自立促進					福祉課

ひとり親家庭に対する相談体制の充実と情報提供

福祉サービスの活用や生活全般に対する相談体制を整備するとともに、適切な情報の提供に努めます。

項目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
ひとり親家庭に対する相談体制の充実、 情報提供					福祉課



第3節 障がい児施策の充実

障がい児への支援の充実

様々な障がいを持つ子どもに対する訪問介護、短期入所、児童デイサービス等の障がい福祉サービスの充実を図ります。

ことばの教室を実施し、障がいのある子どもに対する療育支援に取り組みます。

また、保育所において障がいのある子どもを障がいのない子どもと同様に受け入れるとともに、小学校へ円滑に移行できるよう支援します。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
障がい福祉サービスの充実					生活健康課 福祉課
ことばの教室の実施					生活健康課
保育所への障がい児の受け入れ					福祉課



第 8 章 その他

第 1 節 経済的な支援

結婚・出産祝い金の支給

結婚・出産時の支援として結婚・出産祝い金制度を継続します。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
結婚・出産祝い金の支給					企画課

子ども手当、医療費などの経済的な支援

乳幼児医療費、子ども手当など経済的な支援を進めます。

また、小学生や中高生への教育費や医療費の助成などの制度について、周知を図っていきます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
子ども手当の支給					福祉課
学用品費や給食費などの援助					教育総務課
医療費などの支援					生活健康課 福祉課

第2節 若者交流の機会の場づくり

地域資源を活用した交流の推進

地域の若者が中心となって企画し、自然・農林業などの体験、100年の森づくり、商工会などのイベント等の支援ボランティアを都市部の若者を対象に募集し、交流の機会の場づくりを推進します。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
地域資源を活用した交流の推進（再掲）					企画課

第3節 行政と地域などの連携強化による子育て支援対応

各課の連携強化

次世代育成支援を円滑に進めるため、関連各課の連携を強化し、柔軟な対応に取り組んでいきます。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
次世代育成支援行動計画を円滑に推進するため、各課の連携の強化					役場内全課

幼稚園・保育所、学校、地域などとの連携

子育ての孤立化の予防や育児不安の解消のため、幼稚園・保育所、学校、地域などとの連携を強化します。

項 目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
幼稚園・保育所、学校、地域などとの連携					教育総務課 生涯学習課 福祉課

第4節 事例研究

他市町村の事例研究

子育て支援に関する他市町村の事例を研究し、本町の新たな取り組みとしての検討を行います。

項目	取り組み主体				事業担当課
	家庭	地域	教育 保育	行政	
他市町村の事例研究					福祉課

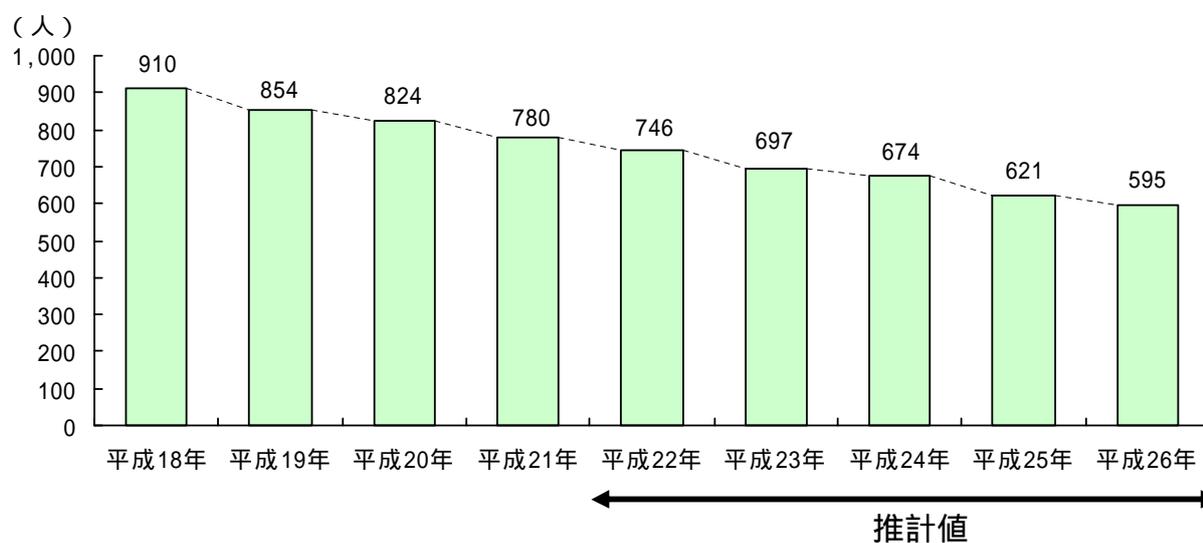


第9章 計画の目標値

第1節 保育サービス等の目標値算出にあたっての児童数の推計

保育サービス等の目標値算出のために、平成17年から平成21年の4月1日時点の住民基本台帳データをもとに、コーホート変化率法を用いて児童数の推計を行いました。本計画終了年次である平成26年の児童数の推計は595人となっています。

総数	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0歳	45	24	40	34	32	30	30	29	29
1歳	34	47	26	44	36	35	33	33	32
2歳	41	33	53	26	45	37	35	33	33
3歳	46	43	31	47	25	44	36	34	32
4歳	47	44	45	33	48	25	45	36	34
5歳	59	47	44	44	33	47	25	44	35
6歳	54	61	46	44	44	33	47	25	44
7歳	56	53	63	47	45	44	33	47	25
8歳	80	56	52	63	47	45	44	33	47
9歳	58	80	56	52	63	47	45	44	33
10歳	80	57	82	56	52	63	47	45	44
11歳	68	80	56	83	56	52	63	47	45
12歳	82	69	80	56	83	56	52	63	47
13歳	78	82	69	81	56	83	56	52	63
14歳	82	78	81	70	81	56	83	56	52
合計	910	854	824	780	746	697	674	621	595



第2節 保育サービスや保育支援サービスの目標値

次世代育成支援行動計画の策定にあたり、「保育等サービスの目標」については、国から目標事業量の策定が求められています。以下の事業について次のように目標値を設定します。

事業名	21年度見込み	26年度目標
通常保育事業 公立2か所、私立1か所で実施（通常保育時間は8:15～16:15私立は8:00～16:00）	140人	120人
延長保育事業 1日11時間を超える延長した保育	0か所	1か所
休日保育事業 年間を通した休日の保育	0か所	1か所
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 児童の放課後の安全確保と健全育成を目的に行う。	2か所	2か所
放課後子ども教室 放課後や週末に小学校の教室などを活用し、地域の方々が指導者やボランティアとして参加して、子どもたちがスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを実施する。		4か所
地域子育て支援拠点事業 【センター型】 地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能すると共に、地域支援活動を実施	1か所	1か所
一時預かり事業 保護者の労働、病気等により家庭で養育できない児童に対して、保育所等で一時的に児童の保育を行う。	3か所	3か所

資料編

資料1 川根本町保健、福祉サービス推進協議会児童福祉部会委員名簿

	氏名	所属母体役職等	備考
1	森下 富子	保健委員	
2	大村 美也子	主任児童委員	
3	岩堀 幹子	町保育園代表	
4	松下 文代	さゆり幼稚園長	副部会長
5	柿本 誠	町内中学校長代表	
6	松本 晴巳	町内小学校長代表	
7	河原崎 全	県立川根高等学校長	
8	山下 喜隆	町教育委員長	部会長
9	駒井 宗子	知識経験者（子育て支援センター職員）	
10	細田 喜久代	知識経験者（保護者）	

資料 2 川根本町次世代育成支援後期行動計画策定過程

年 月 日	事 項
平成20年11月20日 ～ 12月29日	アンケート調査（就学前児童・小学生の保護者及び中学生に対して）
平成21年10月29日	子育て支援センター利用者に対するグループインタビュー
平成21年11月24日	第1回 川根本町保健、福祉サービス推進協議会 児童福祉部会
平成22年 2月16日	第2回 川根本町保健、福祉サービス推進協議会 児童福祉部会
平成22年 2月19日 ～ 3月20日	町ホームページでの素案に対する意見募集

川根本町次世代育成支援後期行動計画

発行日：平成22年3月

編集・発行：川根本町 福祉課

〒428-0313

静岡県榛原郡川根本町上長尾627

TEL 0547-56-2224 (直通)

FAX 0547-56-1117

e-mail fukushi@town.kawanehon.shizuoka.jp

URL <http://www.town.kawanehon.shizuoka.jp/>